

平成 2 1 年第 1 回
 笠間市議会定例会会議録 第 4 号

平成 2 1 年 3 月 1 7 日 午前 1 0 時 0 0 分開議

出席議員

議長	28	番	市	村	博	之	君
副議長	17	番	町	田	征	久	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	蛭	澤	幸	一	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	9	番	村	上	典	男	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海老	澤		勝	君
	13	番	萩	原	瑞	子	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	野	原	義	昭	君
	20	番	杉	山	一	秀	君
	23	番	須	藤	勝	雄	君
	24	番	石	崎	勝	三	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海老	澤	勝	男	君

欠席議員

	4	番	野	口		圓	君
	21	番	柴	沼		広	君
	22	番	小	園江	一	三	君

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	山渡邊千明君
教育長	飯島勇君
市長公室長	塩田満夫君
総務部長	深澤悌二君
市民生活部長	打越正男君
福祉部長	岡野正三君
保健衛生部長	仲村洋君
産業経済部長	青木繁君
都市建設部長	小松崎登君
上下水道部長	早乙女正利君
教育次長	加藤法男君
消防次長	植木敏夫君
会計管理者	仲村新一郎君
笠間支所長	光又千尋君
岩間支所長	横田文夫君

出席議会事務局職員

事務局長	鈴木健二
事務局次長	高野幸洋
次長補佐	柴山昭
主査	高野一
主幹	川野輪良子
事務補	篠崎三枝子

議事日程第4号

平成21年3月17日(火曜日)

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（市村博之君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は25名であります。本日の欠席議員は、4番野口 圃君、21番柴沼
広君、22番小藺江一三君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の
出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

議長（市村博之君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといた
します。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（市村博之君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、26番常井好美君、27番海老澤勝男君
を指名いたします。

一般質問

議長（市村博之君） 日程第2、一般質問を続けます。

最初に、17番町田征久君の発言を許可いたします。

17番（町田征久君） 17番議員町田です。

さきに通告しました県道南指原停車場線の進捗状況、2、畜産試験場に大学誘致の2点
を一般質問したいと思います。

1点目、県道南指原線のその後の工事の進捗状況はどうなっているのか。

これは笠間、友部、岩間合併すればすぐにもできるようなお話であったんですが、とに
かく合併して3年がたちます。何とも進捗状況がわかりません。みんな地元の人は大変に
お待ちをしておりますので、詳細にご説明をお願いしたいと思います。

2点目、畜産試験場に大学誘致を。

平成12年に石岡市——旧八郷町へ畜産試験場が移転後、その跡地利用に関して、県や市による住民からの意見聴取が行われてきました。しかし、利用方法について、行政も努力をされていますが、財政上や社会情勢などの要因によって結論を得るに至っていません。

この旧畜産試験場跡地は39ヘクタール、JR常磐線と水戸線が乗り入れる友部駅から南東に約2キロメートル、常磐自動車道や北関東自動車道のインターチェンジにも隣接、県立中央病院や県立リハビリテーションセンターなどの医療福祉関連施設が集積する地域であります。

教育の過疎の観点から、茨城県の大学進学者は毎年1万2,000人ほどですが、県内の大学受け入れ生徒数は6,000人と、半数が県外へ進学しています。その生徒数は、全国47都道府県で45位となっていて、学費、下宿代など親元から県外へ流出する教育費用の総額は県全体で年間700億円になります。進学者を持つ親の経済的負担は大きく、個人資産が県外へ流出するだけでなく、進学した大多数の若者は、卒業後現地で就職し、家庭を持ち、帰ってきません。現在の茨城県に大学誘致に関する少子化の問題は当たりませんが、次世代を託すべき若者が県外へ流出する現状を放置することは、少子化を加速させることにほかなりません。少子化対策を声高に唱えるなら、自宅通学圏に大学を設置することが不可欠と考えております。

また、医療過疎の問題があります。茨城県は、総面積で24位、可住面積で4位、人口11位、農業生産高2位など、自然に恵まれて、道路網や港湾設備など整備の整った生活環境に恵まれた県と言えます。

また、医療に関しても、施設数、医師数、看護師数、救急病院は、それぞれ13位、17位、18位、11位と全国平均より上位にあります。しかし、人口当たり換算すると、病院数、診療所数、医師数、看護師、救急病院数は、28位、45位、46位、44位、27位となり、県内の医師や看護師の不足が際立っています。特に救命センターは、県中央と北部には1施設もなく、この地域の人口当たりでは40位以下となり、医師のみでなく、医療従事者が全体の不足が顕著であり、救命センター設置は困難な事情にあります。

全国的に医師不足が叫ばれている中で、医師を補充することは非常に難しく、県内に医学部、筑波大学定員60名、茨城県分5名、1校しかありません。医師養成は生活基盤の充実と同様に考え、県内で医師を養成する医学部を持つ大学を設置する必要が認められます。検討してはどうか。

また、さきの12月の一般質問で、杉山議員が、やはり同じ畜産旧試験場の跡に大学誘致という質問をしたんですが、その後の経過も含めて答弁をお願いしたいと思います。

議長（市村博之君） 都市建設部長小松崎 登君。

〔都市建設部長 小松崎 登君登壇〕

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、町田議員のご質問にお答えしたいと思います。

ます。

県道南指原岩間停車場線のその後の工事の進捗状況についてでございますけれども、本路線につきましては、下郷地内の国道355号から吾国山の道祖神峠までの県道笠間つくば線に至る延長約7.7キロの一般県道ということでございます。

この道路の整備状況でございますけれども、国道355号から岩間地区の長沢地内までの6.2キロメートルにつきましては、平成6年度に整備が完了をいたしてございまして、そこから道祖神に至る1.5キロの区間、国有林の部分でございますけれども、この部分が未整備というような状況でございます。

用地取得につきましては、平成18年度までに民有地の買収はすべて完了いたしてございまして、国有林だけが未買収ということになっております。平成18年第2回の定例会におきまして、18年度に国有林の払い下げ申請をする旨の答弁をさせていただきましたけれども、県の予算のめどが立たずに、現在休止の状況に至っているような状況でございます。

現在、笠間市内の一般県道におきましては、友部駅北側の県道杉崎友部線、さらには岩間地区の上吉影岩間線、それから笠間地区におきましては県道稲田友部線や真端水戸線、これらを重点的に県に実施をいたしてもらっている状況でございまして、当分の間再開が難しいというような県の回答でございます。

しかし、本市といたしましては、この県道南指原岩間停車場線につきましては、県西方面への重要なアクセス道路ということで認識をいたしてございますので、他路線の進捗状況を勘案しながら、予算厳しい中ではありますけれども、暫定改良なども含めまして、県に強く要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市長公室長塩田満夫君。

〔市長公室長 塩田満夫君登壇〕

市長公室長（塩田満夫君） 17番町田議員のご質問にお答え申し上げます。

畜産試験場跡地につきましては、所有者でございます茨城県が既に売却の方針を示しておりますが、地元の意見を尊重して利活用を検討するとしておりますので、引き続き県との協議を進めてまいりたいと思っております。

本跡地への大学の誘致に関しましては、12月の定例会におきましてもご質問をちょうだいし、答弁したところでございます。大学の設置は、昼間の人口の増加や地域経済の活性化、市の特色を生かした連携など多くのメリットが考えられます。最近の大学志望の傾向では、社会福祉や医学、歯学、薬学、保健関連学部の志願率が高いと言われてございまして、医学部を持つ大学が設置されれば、本市に新たな魅力をもたらすものと考えております。

しかし、平成19年の18歳人口は130万人と、平成3年から減少傾向が続いてございまして、学校の経営環境は極めて厳しいものとも言われております。また、大学が設置される場合には、地元負担等も求められると考えられるところでございます。

このため、今後、個別の案件についての話があった場合には、実現可能性を含めまして十分な検討を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 私の方からは、杉山議員の後の質問の経過の話だと思っておりますので、その点について答弁をさせていただきたいと思っております。

ちょっと日付は覚えておりませんが、昨年の12月に杉山議員が畜産試験場の跡地への大学の医学部の誘致というご質問がありまして、ことしになりまして、ある大学の教授をされていた方が、私に面会がございました。その方が、畜産試験場の跡地に大学を誘致したい。医学部含めて大学を誘致したら、笠間市の発展に、またいろいろな意味での地域の活性化につながるだろうというようなご意見がございまして、私も全くそのとおりだというようなご返事をした、会話をした経緯がございまして。

ただ、その方の言っていることも、具体的にどこかの大学が移転を考えているのかということをお聞きすると、具体的にそういう話はないと。あくまで一般論として、私はきょうは市長と意見を交換しに来たんだという程度でございました。

私としては、大学の医学部の教授をされた方ですので、いろいろな情報がありましたらぜひ情報提供をお願いしたいということで、話をした経緯がございまして。それ以上はございません。

以上でございます。

議長（市村博之君） 町田征久君。

17番（町田征久君） 再質問しますが、大変に簡潔な答弁で、再質問するのに迷っております。

県道南指原停車場線の件なんです、これは私有地は既に終了しているという形で、奥の方の国有地の問題があるんだと思われまして。何か聞くところによると、一括して国で県で払い下げるとか、いろいろな問題があるそうですが、とにかくあそこまでできて、中間で閉めておくということは、非常に財産の持ちぐされでありまして、なぜというなら、私はあそこを、私も外の仕事で歩いていまして、とにかくあそこからずっと長沢の終着点まで行ってしまおうんですね、車が。ここは通り抜けできませんよという看板は立っているんです。だけど、一日に3回ぐらいは、余りにすばらしい道路だから、これは笠間へ行く近道じゃないかと、こう錯覚を起こして、終点まで行っちゃうんです。私、あそこの道路は、前に旧道で砂利道のときにトラックで、中はずっと掘れていまして、頂上まで行けたんですね。今は道という道ではありません。

これはとにかく、合併をしたらすぐつくりましてというような話があったんです、あのとき3年前に。3年間放置されたまま、どのようになっているかも地元の住民はわかりま

せん。いろいろな事情はあるでしょうが、一日も早い開通をお願いしたいんですが、どのような形で、再度なるべく強硬に言わないとね。合併したんだから、合併すればできるからというような甘い言葉があったんです、あのころは。

だから、それも、都市建設部長、簡単でいいですから、今後このようにしていくというような答弁をお願いしたいと思います。

それから、旧畜産試験場に大学誘致ということは、これ何も地元ばかりじゃないんですね。一番条件に合ったのは、この旧友部町なんですね。ここに資料がありますが、つくば市が10何点、ずっとあるんですね、いろいろな用地が。だけど、旧友部町の旧畜産試験場がまっことすばらしい立地条件という形で、ここの友部は福祉のまちという形で今までやってきたいきさつがあります。

これは参考的ですが、ここにあります。県会の保健福祉委員会で桜井富夫氏は、笠間市の友部地区には畜産試験場跡地というのがある。あれだけの面積があれば大学までつくれるぐらいだと、さまざまな医療機能を集約した施設の設置を提言、県民が夢を持つには生きた金を使うことが求められると、こう質問しているんですね。

そこで、桜井氏は、残り任期1年の古田直樹病院事業管理者に対し、古田先生にも、もっと長くいてもらいたいんだがとエール、これに対し古田管理者は、総合臨床研究所として茨城発の大学に劣らない医療機関があってしかるべきと。こういうふうに、県会の中でも前向きな大学誘致をしたらいいんじゃないかというようなお話が出ているんです。何も友部地区にではなく、県会でもそういうお話が出ているということ、一つ市長頭に入れて。それから、もう一つ、もしあの旧畜産跡地に何か利用する腹案でもあるなら、なければないと。

再度質問します。よろしくをお願いします。申しわけないね。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 畜産試験場の活用の件でございますが、県議会の保健福祉委員会で桜井議員がそういう質問をされて、古田管理者が答弁されたということは、私も伺っております。桜井議員は、私もよく存じ上げているんですが、理想論を大々的に語る方でございますので、理想としては私もよくわかるなと思っております。

それと、腹案については、今のところ、正直申し上げまして、ございません。

議長（市村博之君） 都市建設部長小松崎 登君。

都市建設部長（小松崎 登君） 2回目の町田議員のご質問にお答えしたいと思います。

県道南指原岩間停車場線でございますけれども、合併時にそれはできるというお約束をしたというお話でございますが、この県道南指原岩間停車場線につきましては、旧笠間地区と旧岩間地区というのは道路で接している部分がないという状況の中で、この道路が旧岩間と旧笠間を結ぶ重要な路線だという位置づけの中で、県に早く整備をしていただき

いという要望を、当時したような記憶がございます。

そういう中で、この道路、現在凍結しているような状況でございますけれども、このつながらる道路につきましては、やはり線としてつながなければ何もならない、途中でとまっただけでは何もならないということでございます。町田議員言われるように、途中まで行って車がリターンしなきゃならないような状況でございます。さらには、道はありますけれども、雨で路面がでこぼこでとても車が入れないような、軽トラックも入れないような状況であります。そういう状況でございますので、我々としては、線としてまず結ぶというのが一番大事なかなと思いますので、1.5車線、あるいは暫定で、先ほど申しましたけれども、暫定改良も含めまして、県に強く要望していきたい。

約2万平米の国有林が今後必要になってまいります。それに当然取得費がかかってまいりますので、県の単独事業ということになるとなかなか厳しい状況でありますけれども、その辺については知恵を絞っていただきまして、何とか早くできるような方法で県に要望を続けていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（市村博之君） 町田征久君。

17番（町田征久君） 再々質問いたします。

大変に、都市建設部長、前向きな、今まで何回も一般質問したんですが、すばらしい答弁です、きょうは。本当です。これは決して褒め言葉でも何でもありません。真剣に真心から答弁しているということがわかります。ありがとうございます。

それから、市長の先ほどの、理想と言いましたが、決して私は揚げ足をとるつもりはありません。政治家というのは、理想に向かっていくのが政治家でございます。だから、市長も理想をつぶさないように、理想。だから、ここに付け加えますと、ここは言わなかったんですが、古田先生は、夢には夢で応じますと結んでいるんですね。やっぱり夢物語ではない。実際に多くの方が、あの旧畜産試験場の跡地を合併してどのように利用するのか、これは市民の夢ではないですからね。現実に8万の市民が見ているんです。

今度道路も、県の畜産試験場の跡、これは違うんですが、「町田議員、あそこ広い道路ができたけど、あれは県の土地だからただでもらったんだっぺな」と。市民は、国有地も県も全部土地はただでくれるのが当たり前だと、市民からの道路は何だは市で買い上げるのが当たり前、これが現実なんですよ。「違うよ。1平米8,000円幾らで、あの土地、市で買い上げたんだ」と、「いや、高いな。なんだってそんな高い土地買ったんだっぺ」、これが現実。

足元を見ながら、また理想に向かって、市長、決して理想ではないですからね。現実にするように努力をして、私達も努力しますから、ひとつよろしくお願ひします。

私の一般質問を終わります。

議長（市村博之君） 17番町田征久君の質問を終わります。

次に、6番鈴木裕士君の発言を許可いたします。

6番鈴木裕士君。

6番（鈴木裕士君） 議席番号6番鈴木裕士です。

通告に従い質問いたします。

まず、最初は、山に関する質問であります。

市内のほとんどの地域から見えて、威風堂々とした山があります。一番西側には吾国山がありますけれども、この吾国山から東へほぼ4キロ、私の住んでいる上郷地域、ここからはちょうど北側に見えるんですね。それで旧友部から見ると西側に、それと旧笠間の上加賀田地区、ここから見るとちょうど南側に見えると。ただ、ここ三角点がありません。そのために確かな標高わかりませんが、地図で見ると大体420メートルぐらいあるかなという山であります。それで、いろいろな地図を見てみますと、旧岩間町と旧笠間市、ここの境界となっております。地図では名前が記載されておきませんので、山の名前を言うことができないのでちょっと残念なんですけど、こういったことから今回の質問として取り上げました。

標高があったって、尾根の続きであったり、あるいはどこが頂上か判然としないという山の場合は名前のつけようがないかと思えますけれども、今回取り上げましたのは、れっきとした独立した峰であります。私たち上郷に住んでいる者は、北側に見えることから「北山」と呼んでおります。それと、上加賀田から見るとちょうど真南に見えるので、真南の岳、「真南岳山」と呼んでいるようですね。特定した場所、この名前を決定するのは国土地理院の管轄でありましょうけれども、国土地理院としても、その地域でどう呼ばれているのか、この山の名前、あるいは地名、その地域で呼ばれている名前、これを尊重して命名しているようであります。今回取り上げたこの山、場所によって、つまり先ほど言いましたようにちょっと呼び方が違う。こういったことから、いまだに名前が決定されていないということが原因かと思えます。

周りを見ますと、標高がはるかに低い山であっても、金毘羅山、あるいは唐桶山、あるいはかの有名な朝房山というような名前がついております。歴史的ないわれがないということや、場所によって呼び方が違うということから、地図上に名前がないということがちょっと不自然だ。それで、あの山の名前何ですかと聞かれても、答えようがありません。それから、私が言っているこの山と吾国山、この間には標高364メートル、それから373メートル、この二つの独立峰があります。

そこで、提案を兼ねて質問をいたしますけれども、東西に見た場合、笠間市の中心にあるこれらの三つの山について、合併3周年、あるいは4周年、これを記念して広く市民の方から名前を募集して、決定して、そして国土地理院へ命名を申し出すべきと考えますけれども、いかがでございましょうか。

それから、次の質問へ移ります。

昨年秋から景気が急速に悪化しまして、各地で派遣社員の雇用が問題となっております。

その後、笠間市が他の市町村に先駆けて臨時の雇用を発表したのは、時世をとらえたすぐれた決断であったと評価いたします。

ただ、あの新聞記事を見たときに、採用期間が余りに短い、あるいは採用する人数が少ないと思ったのは、私一人ではなかったと思います。その後のマスコミ報道なんかでも、職を失った人たちが、できるだけ長期の仕事を、あるいは安定した職場をと訴えているのが私の印象として深く残っております。

車のメーカーだけではなく、つい最近では電気メーカーもまとまった従業員の削減を打ち出しております。まさに皆さん方言われるように、100年に一度と言われる不況のあらしが吹く中で、一般の企業は、生き残りを図るために、労働時間の短縮や従業員の解雇、これを行っております。

民間企業の肩を持つわけではありませんけれども、販売が伸びずに赤字が累積すれば、会社そのものが倒産という形でこの世から消えてなくなります。こういったことによってより多くの失業者を発生させますので、ある意味では解雇というものもやむを得ない部分があるかなと考えております。

我が笠間市には、幸か不幸か、大会社の本部機能、これがないので、今直ちに大きな問題にはなっておりませんが、市内でも、仕事をやめざるを得ない会社、これが後から後から続いております。それから、近くにある某建設機械メーカー、これも派遣社員を中心に多くの人数の契約途中打ち切りという形で労働者の解雇を発表しております。このことから、市内でも職を求める人はかなりの数に上るんじゃないかなと憂慮しております。

そこで、質問でありますけれども、先般の臨時職員の求人に当たって、どれぐらいの方が応募されて、採用の充足状況はどうであったのか。

それから、市内にはハローワークがありますけれども、もしわかれば60歳前の求職動向はどうなのか、回答をお願いします。

それから、産業界は、これまで第2次産業、第3次産業の成長が著しいといいますが、生産性が高く、第1次産業は労働の割に収入が少ないということから、労働力も第2次、第3次の産業へ偏向して、いわゆる雇用のミスマッチが発生しておりました。このことから、農業関係者や漁業関係者が、労働力確保のよい機会をとらえて動き出しているわけがありますけれども、職を失ったたくさんの人を吸収するほどの採用力はなく、安定した収入を希望する方が多いことから、失業の問題はまだしばらく尾を引くものと考えます。

失業者が多いこと、失業率が高いこと、これは労働問題であります。これまで雇用を引っ張ってきた民間会社を悪者にするだけでなく、行政を含めた社会全体で労働力を吸収する、そして雇用の不安を解消すべき社会政策の問題であります。民間の会社が四苦八苦する中では、行政がリーダー役となって雇用問題を解決する必要があります。

今、ワークシェアリング、いわゆる仕事の配分、この言葉がはやっております。このワ

ークシェアリングだけでなく、雇用の分配、レーバースhareリングとでも言うんですかね。雇用の分配、いわゆるお互いにみんなが分け合って雇用を確保すると、こういう時期に入っているんじゃないかなという気がいたします。

笠間市としても、もっと長期の、例えば2年から3年、あるいはもっとたくさんの人間、例えば10人から30人、これぐらいの臨時職員の採用、これを行うべきと考えますが、いかがでございましょうか。

それから、笠間市単独では資金的にはゆとりがない、それから税金は大切に使わなきゃいけないということは十分に承知しております。そこで、未曾有と言われる経済危機にある今、県や政府に働きかけて、労働債、あるいは臨時雇用対策債、こういったものを発行して、合併特例債と同じようにその利子や償還金の一定額を国に負担してもらおう方法、これをとれば、市町村の負担も軽減されますが、どう考えるか、あわせて回答をお願いします。

それから、大きい問題の3番目の質問ですけれども、庁舎内における盗難事故に関してであります。

発生後、我々議員にも文書が配付され、また先般の全員協議会でも既に発表されておりますけれども、残念ながらこれで2回目であります。盗むことはもちろん悪いことでもあります。しかし、「泥棒にも三分の理」と昔の言葉があるんですね。この言葉があるように2回目となると、盗まれた方が罪が重いと私は言わざるを得ません。

今回の事件、これは三つの問題、これを提起しているかなと思います。

その一つは、行政の事務執行では確認が不十分だということであります。ご承知のことだと思いますけれども、仕事に当たっての基本的な事項として、プラン・ドゥ・チェックという言葉があります。計画を立てる、実行する、計画どおり行われたか確認するということでもあります。

例えば道路をつくるに当たっても、どこにどのような道路をつくるか、これを立案検討して、その後業者に発注して施工して、そしてでき上がれば、でき上がった道路にわざわざ穴をあけて、設計どおりにできているかどうか、この確認をしているはずです。

このように私があえて言わずとも、庁舎内にはそのような体制ができていると思います。これはマニュアルに書いてあるかなと思うんですけれども、ただ、マニュアルに書いてないことはおろそかになっているように推察されるのであります。

防災計画、環境基本計画、あるいは男女共同参画基本計画、最近、次々と計画が打ち出されております。こういったもろもろの行政施策に関して、立派な青写真が描かれています。しかし、会計検査院などの上部の検査が入らない限り、実行度合いについてほとんど検証されていない。これが皆さん方の本音での行動としか受け取ることができないのであります。

最初に発生したとき、再発防止の徹底を図っていく旨の発言がありました。庁舎内でも

部課長会議、あるいは各部門の会議で話があって、注意すべきことが指示されたことと思います。けれども、話だけで終わっちゃった、徹底されていなかった、聞き流してしまった。そして肝心なのは、先ほど言いましたように実施されているかどうか、この確認がなされてなかった。違いますか。公金ではなかったようでありましてけれども、多額の現金、これが庁舎内に存在していた。これは、言ったこと、指示命令したこと、これが実行されているかどうか、この確認がされていない。その結果として、2回目の盗難事故につながったはずです。

問題点の二つ目として、管理職が管理職としての機能を果たしていないと私は言わざるを得ません。市長の命令、指示、これを実行に移すということは、回答席に並んでいるあなた方部長あるいは課長、こういった管理職の役目であります。それが実行に移されない、実行されたかどうかの確認をしていない、これが今回の問題を惹起させたわけであります。

以前にも述べましたけれども、間違いはだれでもします。人間は間違っただけで当然ということを入れておけば、管理職としてチェック体制を確立しなきゃいけないということに気がつくはずであります。先を見るのも管理職、先頭に立つのも管理職、指示命令して働かせるのも管理職、部下を統率するのも管理職、そして指示命令したことの成果を確認する、これも管理職の仕事であります。

それから、問題点の三つ目として、現金がなくなりました。しかし、行政として、もっと大切なものをなくそうとしております。2回も盗難事故を発生させたことによって、行政に対する市民からの信頼を失いかけているのであります。市民は、自分が生活をする上で必要に駆られて、生年月日から収入、健康状態、ほとんどの情報を行政に託しているわけですね。託しているということは、情報が外部に漏れないということを市民が信じてやっているはずですよ。しかし、盗難事故が二度にわたって発生したということは、行政の保全管理体制、これに不信を抱いて、各種の情報が漏れることはないだろうか、書類やパソコンの情報管理は大丈夫なのかと、そこまで考えてしまいます。現金が盗まれるところ、これは現金以外はもっと管理が徹底されていないんじゃないか、管理がルーズなんじゃないか、盗まれやすいと考えるのが、一般の人としては至極当然のことです。

再発防止に向けて対策を講じることは重要なことですが、もっと大事なこと、注意すべきことは、指示命令したこと、これがどれだけ徹底されて実行に移されているか、これを確認するということでもあります。

前置きが長くなりましたけれども、質問いたします。

日常の業務において、指示命令の実行状況の確認、これをどのように行っているのか。前に出したあれでは担当部長と書きましたけれども、できれば市長公室長、総務部長以外のどなたかより回答をお願いしたいと思います。用意してなければ、どうしてもできれば担当部長で結構でございますけれども、指示命令の実行状況の確認、これを現実にどのようにやっているのか、その回答ですね。

以上で、第1回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） 総務部長深澤悌二君。

〔総務部長 深澤悌二君登壇〕

総務部長（深澤悌二君） 6番鈴木（裕）議員のご質問にお答えいたします。

私からは、山の命名についてのご質問にお答え申し上げます。

ご質問の山のうち、364メートルと373メートルの山については名前がついておりませんが、420メートルの山につきましては、地域で古くから親しまれている呼び名があるものの、地図に記載されていないという現状でございます。その名前は、笠間市地区からは真南に位置することからか真南岳山、友部地区では加賀田地内にあることから加賀田山、さらには岩間地区からは北にあることからか北山と、三者三様に呼ばれております。それぞれ歴史的に古く、特に真南岳山、加賀田山という名称については、古文書に記載があったり、地元小中学校の校歌や校章に使われており、地元住民の愛着心も強いものがあるようでございます。そのようなことから、名称の統一ができないために、地図にも記載されないまま現在に至っているものと思われま。

このような経緯を考えますと、名称統一の必要性を含めて、慎重に判断していく必要があると思っております。

議長（市村博之君） 市長公室長塩田満夫君。

〔市長公室長 塩田満夫君登壇〕

市長公室長（塩田満夫君） 6番鈴木（裕）議員のご質問にお答え申し上げます。

昨今の非常に厳しい経済状況を踏まえまして、解雇や雇用期間満了等によります離職を余儀なくされた方に対して実施いたしました緊急雇用対策に対する応募、採用状況について、まずお答え申し上げたいと思います。

昨年の12月末に募集案内を発表いたしまして、1月5日より、雇用期間は勤務開始日から2週間、最長で4週間と定めて募集を開始いたしました。3月15日現在、14件の問い合わせがあり、8名の方を採用してございます。採用者の年齢は30歳から52歳で、男性6名、女性2名となっております。

配属先でございますが、市民活動課、環境保全課、笠間図書館、友部図書館でございます。それぞれ2名を配属しているところでございます。

続きまして、60歳前の求職動向のご質問でございますが、ハローワーク笠間出張所の平成20年12月の60歳未満の求職者数1,076人でございます。1月になりまして、1月の60歳未満の求職者数は1,154名となっております。

また、国際的な金融経済情勢の悪化に伴いまして、国内においても雇用失業情勢が下降局面にある中で、国が、緊急経済雇用対策といたしまして、地方公共団体の行う事業に対しまして、3カ年間、交付金による財源の手だてが行われるところでございます。このため、市におきましては、市民生活の安定と地域経済の活性化を図るため、失業者の雇用や

就業機会を創出する事業といたしまして、ふるさと雇用再生特別基金事業と臨時雇用創出事業に取り組むこととしたところでございます。

ふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、地域の実情と創意工夫に基づいた雇用の再生を目的としてございまして、1年以上の雇用を行うことによって、長期継続的な雇用機会の創出をするものでございます。また、緊急雇用創出事業につきましては、離職を余儀なくされた非正規労働者や中高年の方に対しまして、次の雇用までの短期の就業機会を提供することを目的とすることから、6カ月未満の雇用とし、より多くの方への就業機会を創出するものでございます。

これら目的、手法の異なる二つの事業に同時に取り組むことによりまして、失業している方に、きめの細かい対応をしてみたいと考えております。

次に、臨時雇用対策債の発行でございますが、今後とも予断を許さない経済状況、雇用状況から、追加の経済対策、雇用対策が実施されることも想定されているところでございます。その際には、事業要件であります人件費割合の緩和や市が直接事業実施できるような制度にするなど、より効果的で実効性が上がる対策となるよう国に要望してみたいと考えております。

議員提案の件につきましては、現行の地方債制度では、水道事業や地方債の借りかえ、公共施設の整備等についてのみの地方債の発行が認められているということから、困難なものと考えているところでございます。

次に、庁舎内の盗難事故についてのご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、初めに、今回の事件につきましては、議員の皆様を初め、市民の皆様方に多大なご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことに対しまして、深くおわび申し上げたいと思います。

ご質問の指示命令事項の確認についてでございますが、まず、指示命令事項が守られることは、組織として非常に大切であると同時に、当然であると考えてございます。それらの確認につきましては、所属長の責務として確認いたしており、業務上重要と思われる指示命令事項につきましては、それぞれの決裁を通じて確認を行い、一般的な指示命令事項につきましては、勤務開始時に実施しております朝礼などを活用し、確認、認識の統一を図っているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 鈴木裕士君。

6番（鈴木裕士君） 第2回目の質問に入ります。

先ほど町田議員の質問に対する回答もそうですけれども、聞いていて、何かこう、回答をされている方の、仕事に対する積極性といいますかね、求められたらやるという、当面のものだけはやるけれども、積極的に自分から動き出してやろうというような意識が、どうしても感じられないんですね。

最初の山の問題ですけれども、これも慎重にと、いろいろな歴史的な問題があるので慎重にというような回答でありました。

ただ、普通に考えてもらいたいんですけど、市の真ん中にそびえている山ですよ。それで、隣の市町村と接する山がありますけれども、笠間市としても、恐らく4番目に高い標高がある山とっておりますけれども、この山に名前がないというのは不自然と思わないででしょうか。ただ、その名前をつけるということは、いつかはだれか決断しなきゃならない問題だと思っております。問題を先送りする、まさに公務員の典型的な考えとしか言いようがないと私は思います。いつまでもこのまま放置しておくんでしょうか。

例えが悪いですが、大分県の高崎山に何百匹という猿がいますけれども、あの猿でさえも、一匹、一匹名前がついているようであります。そういったことも、いわゆる一般的な考え方、新しい笠間市としてのまとまりを壊したくないという部分もあるかなと思いますけれども、ただ、先ほど言いましたようにいつかは決断しなきゃいけない問題かなと思っております。

それから、ここは、つけ加えて言いますけれども、何年か前に、私たち、あそこにハイキングコースをつくるべくいろいろ活動いたしました。ただ、山の頂上の西側にある碎石会社から、石を発破するとき石の破片が飛び散るので、通行は遠慮してもらいたいということを受けて、コース設定を断念したいきさつがあります。

この山は、ちょうど関東平野の東側に突き出て標高が高いということから、頂上からの眺め、これは非常にすばらしいものがあります。それと、比較的短時間で登ることができるということから、観光資源、レクリエーション資源としては大きな価値を持った山と考えております。このような観点からも、山の名前、いわゆるよそに観光案内として出す、あるいはハイキングコース案内として出す、こういった場合も山の名前がないんだよというわけにはいかない。こういった観点からも、山の名前をつけるべきということで発言した次第であります。

そういったことで、いつかは名前を命名してくれるものと思っております、これ以上の質問はここではいたしませんので、次の質問に入ります。

日本の経済、輸出が減少したことによって個人の収入が減少して、あるいは将来が不確定のために消費が手控えられております。これが連鎖して社会全体が萎縮した、いわゆる逆スパイラルという状態になっているということをご承知のとおりであります。

円高あるいは世界的な景気低迷で輸出を伸ばすことが難しい中で、経済をプラスに転じる、これには消費をふやすか、公共投資をふやさなければならない状態になっております。このような経済対策の観点からも、政府を含めた行政が動かなければならない状況以下にあります。

先ほどふるさと、それから臨時雇用対策ということでの回答がありましたけれども、このようなお金を使ってどのような分野で雇用を確保していくのか。それと人数、こういっ

た面、あるいはそのやり方、直接行政として採用するのか、あるいは民間業者にこういった分野をといたことでのやるのか、その辺の計画がありましたら、教えていただきたいと思います。

それから、笠間市だけじゃなく、近隣の市町村といいますが、日本全国の問題ですけども、ここしばらくの間人口減少が続いております。この人口減少を防止する、この対策に躍起となっているわけですね。それで、自治体の間で人を奪い合うという時代になっております。このような中、ただ単に人口増加だけを求めるということは、危険な部分を持っておりますけれども、他の市町村に先駆けて、行政を中心にしっかりした雇用対策をとるということは、人口増加にも結びつきます。

それから、市内には、空き室となった民間のアパート、あるいは貸室が数多く見受けられます。きのうの鈴木貞夫議員の質問に対しては、雇用促進住宅、これは取り壊すという話がありましたけれども、そのかわりとしてはなにですけれども、いわゆる民間のアパート、こういったものを市が期間限定で借り上げて低い賃料で貸し与えるということ、これは住居を求める者、それから住居の貸し手、両者にとメリットが発生すると考えております。

こういった住宅問題までなると、期間終了時における退去、あるいは途中のトラブル、いろいろな問題を含んでおりますけれども、社会政策の一環として試験的にも実施すべきと考えますが、いかがでございましょうか。

それから、3問目の盗難事件の問題でありますけれども、先ほど回答の中で、具体的にどうやっているのか、この辺の回答を私は欲しいんですけれども、ただ単に朝礼のときとか、言葉で確認しているという形でしか受け取れない。こういった状態だと、またまた発生する可能性は十分あるんじゃないかと。

こういった盗難事件に加えて、いろいろな規則がありますけれども、こういった遵守すべき事項が守られてないとか、市民からの要望が店晒しになっている、あるいはパソコンの不正利用、このようなことも考えてしまうのであります。

そこで、提案を兼ねて質問いたしますけれども、幾つかの部門の人間で構成する、いわゆる業務監査、いわゆる内部監査といいますが、これを担当するプロジェクトチーム、これを発足させて、随時、内部監査体制、これを実施すべきと思うんですが、いかがでございましょうか。

それから、庁舎内のパソコンにつきまして、ハッカー防止の管理といいますが、ハッカー防止策ですね。それから職員が業務目的外で利用するということに対する管理、それから特定の担当者以外の特定情報への接続防止、これについての管理、こういった点ができてきているのか。

それから、担当者以外の特定情報への接続防止という面では、担当者が人事異動で別な部署に配置がえになったという場合に、配置がえになった人が前の情報に接続する、この

防止策というのはどうなのか、この辺の回答をお願いします。

それから、庁舎内には、印鑑、小切手帳、預金通帳、金券に類する物品などの貴重品、あるいは個人情報に記載された使用済みの書類があるかと思えますけれども、これら収納する金庫、保管庫、これの管理規程はあるのだろうか。あるとすれば、その運用実態、これは規則にのっとったものなのかどうか。

それから、公印の取り扱い、これは規則どおりに行われているのか。行われているとすれば、その確認の頻度、確認の方法、これを含めて回答をお願いします。

以上で、2回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） ここで暫時休憩といたします。

なお、11時10分に再開します。

午前11時00分休憩

午前11時11分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長公室長塩田満夫君。

市長公室長（塩田満夫君） 鈴木（裕）議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

初めに、ふるさと雇用、緊急雇用計画の内容ということでお答え申し上げたいと思います。

ふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、まず一つとしては、菊栽培技術伝承事業として、市の有する栽培技術の普及継承によりまして栽培技術者の育成を図り、市内装飾用等菊花の安定的な供給を目指すということで、新規雇用者1名を予定しているところでございます。

それから、果樹産地強化支援事業でございますが、兼業化や高齢化で荒廃しつつある果樹園の管理を支援することによりまして、栗、梅、ナシの生産性や品質を高め、県内特産地として生産体制の強化を図るとともに、離職者の農業就業へ向けた短期研修等を位置づけることで、農業従事者の確保に向けた取り組みとするものでございます。これは2人を予定しているところでございます。

それから、学校関係でございますが、英語指導助手の派遣事業といたしまして、今後の小学校での英語助手設置の幅を拡大し、各学校での要望、並びに継承した指導等を十分勘案した上で1名の増員を行い、この特殊性のある事業をより質の高い内容で実施をしていくということで1名を予定しているところでございます。

そのほかレンタサイクル、それから公民館図書資料のICデータ化等でございます。合わせまして8名の計画でございます。

それから、緊急地域雇用創出事業でございますが、固定資産税納税通知書発送のためのシステムと準備作業、それから身体障害者台帳の整備事業、それから観光施設等整備事業

等で12名を予定しているところでございます。合わせまして20名の雇用を考えているところでございます。

ただ、これにつきましては、より効果的な内容の検討が必要であろうということで、今後一部見直しができることもあるということで、ご確認をいただきたいと思っております。

次に、臨時職員への居住の対応でございますけれども、今後の緊急雇用対策でありますふるさと雇用再生特別基金事業、それから緊急雇用創出事業によりまして採用された臨時職員に対して、居住の貸与や賃料に対する補助については、現在のところ実施する予定はございません。

次に、盗難事故についてでございますけれども、まず、初めに内部監査の整備についてでございますが、地方公共団体におきましては、みずからの行財政運営について透明性を高め、行政を取り巻くさまざまなリスクに対しまして、自立的に対応可能な体制を整備することが望まれているところでございます。

このような観点から、近年の民間部門における会計監査制度の充実及び企業の内部統制の強化を図る取り組みが参考になるものと考えられることから、平成19年から国におきまして、地方公共団体における内部管理のあり方の検討が始まったところでございます。笠間市におきましても、今後、国の動向を踏まえまして検討してまいりたいと考えてございます。

次に、パソコンのハッカー防止でございますが、インターネットを利用した外部からの侵入などの不正アクセス対策といたしまして、その出入り口となる部分に通信制御や侵入検知を行う機器を設置するとともに、コンピューターウイルス等の不正プログラム対策ソフトを個々のパソコンやサーバー機に導入し、対策を行っているところでございます。

職員の業務外利用等については、当然のことながら禁止をしております、パソコンを利用するに当たり、職員個々にIDとパスワードを交付し、それに応じたアクセス制御を行っております。また、IT技術の進化によるさまざまな脅威に対応するため、情報セキュリティポリシーを改定し、その周知の一環として、平成19年、20年と毎年全職員を対象といたしました個人情報保護とセキュリティ研修会を開催し、個人情報の取り扱い等情報セキュリティの適正管理に努めているところでございます。

人事異動後の情報管理では、全庁のデータを管理しているサーバーに対し職務に応じたアクセス制御を実施しているとともに、異動時には情報の管理について適切に取り扱うよう周知をして進めているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 総務部長深澤悌二君。

総務部長（深澤悌二君） 鈴木（裕）議員の再度のご質問にお答えいたします。

盗難事故防止については、これまで現金については事務机やロッカー等への保管はしないよう指導してまいりましたが、徹底されていなかったということから、緊急に三役部長

会議、課長会議を開催し、職員に対し指導徹底をするよう指示をいたしました。

また、重要書類、貴重品の保管については、書庫、保管庫等の施錠管理をさらに徹底いたしまして、新たに、かぎについては一元管理を行うようにいたしました。

なお、庁舎の管理については、夜間休日の庁舎への通用口は警備員または日直を配置した1カ所のみとなっており、さらに入出りの履歴をとるようになって、出入りする者を確認し、記録を残しております。

次に、文書や公印等の管理規程と運用実態でございますが、印鑑や公金、通帳等の管理、物品など貴重品、文書の管理につきましては、それぞれ笠間市の公印に関する規程、笠間市財務規則、笠間市文書事務規程を定めております。それらは、管理者等はだれか、管理の方法などを定めた管理規程であり、金庫や書庫、保管庫へどのような手順で運び、どのように保管するかなど詳細な規程を定めたものではございません。

盗難事故防止のために、取り扱う職員の意識の徹底が最重要ではありますが、マニュアル的な部分を含めた規程の改正も必要でないかと考えております。

運用につきましては、各課で取り扱う歳計外の現金や通帳等の重要なものは、手提げ金庫等に入れ、それを会計課の大金庫で保管するようにしております。

また、先ほど申し上げましたが、文書等の重要書類につきましては、各課の書庫や保管庫に保管しておりますが、それらの施錠を徹底し、かぎの一元化を行うようにしております。

また、公印の取り扱いにつきましては、笠間市の公印に関する規程に基づき公印台帳に登録し、全庁的に使用する市長印は総務課長が保管者となり、各課で使用する市長印については各課長が保管者となり、施錠の上厳格に保管をしております。使用に当たっては、その都度保管者の承認を得て、使用簿に記入の上、保管者の目の前で押印するという手順で、保管者の確認のもとに適正に使用しております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 鈴木裕士君。

6番（鈴木裕士君） 回答をいただきましたけれども、ちょっと時間がないのではしよりますけれども、回答の中で、例えば内部監査体制、これ国の動向を見てという話がありました。それから、人事異動後のパソコンの取り扱いについても、取り扱いについて適切に行うよう指示していると。非常に私から見ると、なまっちょろいといしか言いようがないです。

例えば、昨年6月でしたかに起きて、12月にまた発生しているわけですよ、この盗難事故。これについて、例えば国の動向を見て内部管理体制をどうのこうのと言って、国がそういった結論出すのにはあと2年や3年かかるはずですよ。この間に起きたらどうするかということが一番肝心ですね。その必要性があれば、国の動向どうのこうの考えずに、市独自でそういった体制をつくるべき、あるいは体制をつくらなきゃいけないという考えに

なるんじゃないですか。

それから、先ほどのパソコンの取り扱いでも、あくまで指示している、こう話していると。私が今まで言ってきたのは、指示したこと、言ったこと、これがどう徹底されているか、これを確認することです。それを言っているんです。その辺の回答が全然できてない。それだけの意識がない。ということは、まだ次の盗難事故が発生する可能性が十分にあると私は言わざるを得ない。

それで、この盗難事故に関しまして、今までの発生後の経緯、それから既に盗難というのは事実として発生しているわけですから、その盗まれた当事者、それから上司の方、これに対しての責任はどうとっているのか、この辺の回答をお願いしたいと思います。

議長（市村博之君） 発言中ですが、鈴木（裕）君、質問時間がなくなりますので、ご注意願います。

6番（鈴木裕士君） では、とりあえずその件だけの回答をお願いして。

議長（市村博之君） 市長公室長塩田満夫君。

市長公室長（塩田満夫君） 鈴木（裕）議員の再々度のご質問にお答え申し上げます。

まず、今、内部監査につきまして、国の動向を踏まえて検討してまいるといふふうに申し上げましたが、原則は、指示命令に従う義務があるということで、法律の定めに基づきまして指示命令を徹底するということが原則かと思えます。そういった中で、今回、その上司も含めまして責任があるということで、処分をしているところでございます。市の公金ではございませんが、職員から集めたお金を置いておいたということで、これについては前回6月の盗難のときにも周知徹底をしたところでございますが、それが守られなかったということで、上司の指示命令が聞けなかったということ踏まえまして、今回処分をさせていただきます。

それから、パソコンの、指示しているのではないだろうということなんですが、当然のことながら、それに対してのアクセス制御を実施しているというのが前提でございます。もちろん言葉でも申し上げますけれども、文書でも出しますけれども、それ以上に、その制御をかけまして、異動時の情報管理等についても徹底をしているということで行っているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 私からお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、盗難事件につきましては、2回目の発生ということで、先ほど部長からもありましたように、改めて議会や市民の皆さんにご心配、ご迷惑、不信感を持たせたことについては、深くおわびを申し上げたいなと思っております。

先ほど部長の答弁の中にあつた内部監査体制につきましては、事件とはまた別の問題と

して、行政の内部監査という点については、国の動向を見きわめながら、内部監査体制をどうするかということを検討していくということでございまして、事件は事件として当然反省しなければいけませんし、二度とこういう事件がないような徹底をしていかなければいけないと思っております。

議員がおっしゃるように、指示をしても、その指示が確認されているのか、実行されていることがどうなのかというその確認というのは、大変私も重要だと思っております。前回の指示の中でも現金を置かないということを決めたにもかかわらず、現金を置いたということが一つの事件の発生のもとになったわけでございますので、抽象的ではございますが、あらゆる機会を通じて、この事件の反省に立って、きちんとした内部統制をしていきたいと思っております。

それと、一方で、事件がまだ解決はしておりませんので、私としては、今、捜査を警察の方で行ってもらっている最中でございます。市としましては、警察に対してあらゆる情報は提供しております。徹底的に捜査をしていただきたいということでお願いをしているところでございます。

それと、山に対する考え方の件でございますが、市の中央に位置する山に名前がないのは不自然ではないかということは、まさしくそのとおりであるわけでございます。

過去に友部地区で、もう20数年前に、名前をつけようということで運動があったという話も聞いておりますし、笠間地区においても、加賀田地区の区長さんたちが名前をという話が最近出てきておる経緯がございます。

ただ、それぞれの地域の呼び方もありますし、その名前が、先ほど申しましたように学校等の校歌や校章に活用されているということもございますので、そういう中で、行政がこれだよと呼び方を決めるといのは、また一つ混乱のもとにもなってしまふのかなと思います。私としては、それぞれの呼び方は今のままで呼んでいただくのは、山を愛しながら地元の山として呼んでいただくのは、それはそれでいいんじゃないかなと思っております。ただ、本名があって呼び名があるように、本名の部分があることもまた必要かなというような感じも持っておりますので、名前を使っている方々を含めて、地元の方にいろいろ意見を聞いてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（市村博之君） 6番鈴木裕士君の質問を終わります。

次に、8番西山 猛君の発言を許可いたします。

8番西山 猛君。

8番（西山 猛君） 8番西山 猛です。

一般質問に入ります前に、1点、新聞の報道なんですが、これを含みおきしていただきたいと思ひまして、市長初め、執行部の皆さんお聞きください。

2,645人、これは本年1月に全国で自殺をした数、これは警察庁の取りまとめです。今

までは例年、年1回公表していた、年間何万人という形らしいんですが、そのうち1,894人が男性ということです。国内の自殺者というのは、1998年以来、10年間、連続で3万人を超えていると、年間。こういう状況なんです。それで、3月に自殺者がふえるおそれがあるということで、1月の月単位の数を公表したと。3月というのは、主な企業の決算期ということもあって、非常に経済の今の実情を反映している数字だなと。

そういう中で、福井県東尋坊という有名な、自殺の名所だなどと言われておりますが、そこにNPO法人があるんですね。自殺者を未然に防ごうということで、去年の11月以降の4カ月間で、19人の自殺志願者を保護したという結果が出ております。年間で20人から30人程度だったというのが、わずか4カ月間で19名ということですから、非常にハイペースで進んでいるというのが現状ですね。

その一例を挙げますと、20代の若者が保護されて、その際持参していたお金が数百円という実情です。

なぜ私がこういうお話をするかといいますと、今回、14名の一般質問者がおるわけですが、議員それぞれの思いの中で執行部に対しての質問しているわけですが、経済に触れる回数が、頻度が非常に大きい。重ねて、執行部からの答弁の中にも、世界の恐慌ということ、アメリカの経済情勢に端を発した不況であるということ、100年に一度というようなことが答弁の中にも入っております。私は現場を見てほしいんです、現場を。これは現場だと思うんです。非常に人が弱くなったのかもしれない。それは一理あるかもしれませんが、しかし、現場はこういう現場であるということ前置きいたしまして質問したいと思います。

1、市職員の給与見直しについて、(1)21年度予算のうち、義務的経費の閉める割合はということです。(2)職員給与算定基準とその額とはということです。(3)基本給与以外の手当等を具体例を挙げて示してほしいと。(4)現在の市職員と市内企業に勤める社員の給与比較をした場合、その結果、データはということです。(5)税収減が必至である市財政下、私は議員の一人として市職員給与の見直しは必要不可欠であると考えておりますが、いかがかと。

次、2、対等合併の再確認について、同じく(1)対等合併の基本理念とは。(2)新市誕生後3年、あしたあさって19日ということで、3地区の地域性が残存する中で、補助制度や地域運営などに不公平感はないか。(3)各支所の実態と今後の業務予想は。2支所の運営はどう変化するか。(4)企業などのからの税収以外の主な収入について、その内訳と使途、使い道を伺う。(5)市長就任後3年、真の対等合併に伴う新市づくりについてはどう考えているかということで、一般質問通告一覧というのが本日傍聴者の皆様方の手元にもあるはずですから、(1)から(5)、同じく1番目、2番目とそれぞれ5項目ずつになっておりますから、(1)についての答えと、こういうふうにしてもらうとわかりやすくてよろしいかなと思いますので、そのような内容の答弁をお願いします。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） まず、私の方からは、整理番号8の2の（5）の市長就任後3年の真の対等合併に伴う新市づくりについてはどう考えているかということの質問でお答えを申し上げたいと思います。

1市2町の新設合併、いわゆる対等合併に伴う新市づくりにつきましては、私は、この3年間、公平公正な一つのまちづくり、住民との対話連携、協働、開かれた市政、情報公開、行財政改革の断行ということを経験として、まちづくりに取り組んでまいりました。しかし、合併前の各市町における行政の進め方などに多少の違いもあり、新市をつくり上げていく中での制度の見直しに対しては、さまざまな不平不満も含めてご意見もあったわけですので、それらの意見については、謙虚に耳を傾けながら取り組んでまいったところでございます。

その中で、特に新市の一体感を助成する事業を中心とし、各地区の活力の維持やバランスに考慮した施策の展開と、料金等を含めた制度、団体の統一に力を注いでまいったところでございます。しかし、まだ水道料金の統一等課題も何点か残っております。また、地域地区の歴史、風土など、新しい笠間市の貴重な財産として尊重し維持しながら、これらがつくり上げてきた地域資源をより生かすことで、それぞれの地域が一つの笠間市の魅力をはぐくみ、市全体で共有していくことだと考えておるところでございます。

今後の行政運営を進めるに当たっては、権限移譲をより一層推し進め、地方分権に対応した独自性、自立性の高いまちづくりを総合計画に基づいて進めてまいりたいと考えております。

議長（市村博之君） 総務部長深澤悌二君。

〔総務部長 深澤悌二君登壇〕

総務部長（深澤悌二君） 8番西山議員のご質問にお答えいたします。

市職員の給与の見直しの（1）でございます。

平成21年度笠間市一般会計予算のうち、義務的経費を総務省の決算統計による性質別経費の分類に基づいて算出しますと、割合は45%となっております。内訳は、人件費が22.8%、扶助費が12.0%、公債費が10.2%となっております。

なお、人件費には職員給与、特別職給与、ほかに各種委員会等の報酬や共済費も含まれております。

続きまして、2の対等合併の再確認の（4）税収以外の収入についての答弁でございます。

平成21年度一般会計予算の中で、税収以外で企業などからの収入として計上している主なものは、浜名湖競艇企業団からのポートピア岩間環境整備協力金7,800万円があります。これは一般財源として活用しているところでございます。

また、財団法人茨城県環境保全事業団からのエコフロンティアかさま地域振興交付金7,000万円があります。これは、エコフロンティアかさまの立地地区である福田地区の生活環境の保全及び地域振興を図るために設置された福田地区振興整備基金に積み立っているものでございます。

これとは別に、市では、自主財源、一般財源の確保を目的に、平成19年度から有料広告掲載料を広告掲載の企業等から徴収しておりますが、平成21年度の予算では394万8,000円を歳入として見込んでおります。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市長公室長塩田満夫君。

〔市長公室長 塩田満夫君登壇〕

市長公室長（塩田満夫君） 8番西山議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、初めに、8の1の（2）からお答え申し上げます。

職員給与算定基準とその額でございますが、合併当初から、本市は、国公と同じ給与表で実施してございます。新規採用職員で一例を挙げますと、3月で4年制大学を卒業し、4月で採用となった場合は、給料17万2,200円となりまして、人事評価が標準的な評価であれば、10年目で24万5,300円、20年目で31万7,800円になります。

次に、（3）の基本給与以外の手当等の具体例でございますけれども、手当の種類を大別いたしますと、通常の手当と特殊勤務手当がございます。通常の手当は笠間市職員の給与に関する条例、特殊勤務手当につきましては笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例に規定している種類条件により支給をしております。

最初に、笠間市職員に月額で支給している通常の手当の種類について申し上げますと、時間外勤務手当、扶養、住居、通勤、休日、夜間、宿日直、管理職及び管理職特別勤務手当の九つの手当を支給してございます。

具体的な例といたしまして、時間外勤務手当の算出基準についてご説明いたしますと、17時30分、夕方5時半から22時までの支給率は、本俸の100分の125、22時から翌日の5時までは100分の150、また土日の週休日に勤務した場合は、原則として振替休日により処理してございます。振替休日が取得できない場合は、正規の勤務時間の勤務であれば100分の135を支給しているところでございます。

次に、特殊勤務手当についてでございますが、種類及び単価により月額で計算し、滞納整理従事手当を初めとする14種類の手当を支給してございます。

次に、（4）の市職員と市内企業に勤める社員の給与比較でございますが、笠間市独自で市内民間企業に勤める社員に対する給与調査は実施してございません。茨城県人事委員会が実施した平成20年職種別民間給与実態調査結果において笠間市職員の給与と比較いたしますと、茨城県民間企業給与平均月額39万2,920円に対しまして、笠間市職員の平均給与は36万5,353円となっております。さらに、19年8月から20年7月の間に民間企業で

支払われました賞与の特別給は4.51カ月に対し、笠間市職員の期末勤勉手当の年間平均支給額は4.5カ月となっております。

次に、(5)でございますが、市職員の給与の見直しについてでございますけれども、平成17年に人事院勧告による給与改定がございまして、笠間市におきましては平成18年4月より給料の水準を平均4.8%引き下げを行っております。これを金額にいたしますと、引き下げ額の高い職員で月額3万円前後になっているところでございます。また、この引き下げによりまして、おおむね40歳代、50歳代の職員につきましては定期昇給せず実質上据え置きとなっております。このような状況は今後数年間続くものと考えております。

また、合併時におきましては、特殊勤務手当の見直しによる大幅な廃止を行い、合併後に再度見直しによる一部廃止を行っております。さらに、平成20年度には初任給の格付を4号給引き下げる見直しを行っております。今年4月からになります。管理職手当の10%カットを予定しているところでございます。

今後におきましても、人事院勧告を尊重するとともに、他市の状況を踏まえながら給与等の見直しを進めてまいりたいと思っております。

次に、8の2の(1)、(2)でございますが、初めに、対等合併の基本理念とのご質問でございますけれども、平成17年3月22日の合併協定書において、合併の方式として、笠間市、西茨城郡友部町及び同郡岩間町を廃し、それらの区域をもって新しい市を設置する新設合併とするとしてございます。旧3市町は、新たな行政需要、財政基盤の強化及び地域間競争などへ対応するために、対等・平等を基本とし、お互いの立場を尊重しながら、新笠間市のあるべき姿を合併協議会において協議されてきたところでございます。

具体的には、行政制度の違いにより市民の方々に急激な変化が生じることのないよう配慮し、より効果的で効率的な行政サービスを実施できるよう六つの基本原則、一つとして一体性確保の原則、2点目に住民福祉向上の原則、3点目に負担公平の原則、4点目に健全な財政運営の原則、5点目に行政改革推進の原則、6点目に適正規模準拠の原則の六つの基本原則に基づいて制度調整を行い、合併したものでございます。

次に、地区の地域性が残存する中で補助制度や地域運営などに不公平感はないかとのご質問でございますが、行政制度につきましては、合併前の3市町における行政サービスの差異を調整し、全笠間市民に対し公平なサービスを提供できるよう取り組んだところでございます。

制度統一に当たりましては、合併協議の時点で地域の特性などにより現行のとおりとしたものもございまして、市民生活に大きな影響を及ぼさないようサービス水準の確保や向上に努め、基本的には合併時に制度を統一しております。

なお、合併後も未統一であった事務事業につきましては、原則どおり統一を図るとともに、調整や統一に時間がかかるものにつきましては、その方針を示し、統一を行った都度、広報紙等で市民の皆様にお知らせをしてきてございます。

また、補助制度や地域運営などにつきましては、市民の皆様の置かれている立場やそれぞれのとらえ方によりまして、さまざまな考えやご意見があろうかと思えます。広く市民の皆様から市政に対するご意見、ご要望をいただく市政懇談会や、区長会を初め、さまざまな団体からのご意見、ご要望をいただきながら、一体的なまちづくりができるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、各支所の実態と今後の業務予想、2支所の運営はどう変化していくのかという8の2の(3)のご質問でございますが、支所につきましては、現在、教育委員会及び農業委員会を除きまして5課3分室を設置し、基本的には市の事務全般にわたってサービスを提供できる体制を整備しておりまして、特に市民生活に身近な事務事業においては、本所、支所の双方でサービスの提供ができるように努めているところでございます。

今後の業務予想、支所の運営の変化につきましては、地方分権の推進等による権限移譲等によります事務の拡大、民間委託等の推進、特例債事業の完了等が見込まれることから、市役所全体として業務の集約等を図りながら、組織機構を構築し、効果的かつ効率的な行政運営を図る必要があると考えてございます。

この考えは、当然支所も含まれるものではありませんが、支所につきましては、地域の市民サービス、地域振興における拠点と考えており、これらの機能の維持を図りながら検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（市村博之君） ここで暫時休憩といたします。

なお、午後1時再開いたします。

午前 11時54分休憩

午後 1時00分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西山 猛君。

8番（西山 猛君） 1回目の質問で、項目別にとということでお答えをいただきました。順に消していきたいと思えます。

1番目の市職員の給与見直しについての(1)、(2)、(3)については、数字的なことということで再質問の対象にしないように考えております。

(4)につきましては、市内企業に勤める社員の給与比較ということをお願いしたんですね。データは人事院勧告に基づくということなんですが、そうしますと、民間企業との格差ということで、0.04%という数字になっているようなんですが、笠間市の行政ですから、笠間市内の企業のあり方、実態を照らし合わせてみたいと思いまして、行政側が把握している地元企業の比較対照になる給与を出していただきたいということをお願いしたので、完全通告制ということですから、約2週間ほど前に私は通告しておりますので、これにつ

いてはいささか議会軽視、議員軽視というふうには感じますので、いま一度、この市内企業という部分についてお答え願いたい。

(5)につきまして、市職員の給与見直しについては、必要かどうかということ、少なくとも私は必要じゃないかと、こういうふうに質問したわけですが、答弁の中では、人事院勧告に基づいて、またさらに合併前、合併後、そして3年の間にいろいろ努力して現在に至っている、したがって給与についてこれ以上はというふうに聞こえたんですが、そこをもう1回、逆に、もし数字が提示できるのであれば、数字を含めてお答え願いたいと思います。

次に、対等合併の再確認についての2番目のことですが、対等合併の基本理念のうち、六つありましたね。で、一体性ということ。「一体性」は「体」でいいんですよね。対抗する「対」じゃないですよね。それと、5番目に行革、行政改革と。この2点について掘り下げて質問したいと思います。

一体性ということですから、当然、地域の格差がある問題については、合併協議の中で、先送りのものもあつたでしょう、当然。この笠間市につきましては非常に特異性を持つ地域であつたために、駆け足で、合併特例法の期限ぎりぎりということで合併をしたという経緯がありますから、当然、先送りした協議事項が多分にあると思います。

そういう中で、行政改革ということ、それと一体性ということ、この2点を含みおきまして、次の(2)の補助制度や地域運営などに不公平感はないかという部分で、答弁は、不公平感はないと、公平公正に進めていると。また、市長の考え方も、就任後3年ということで、不公平感をめぐうように努力してきたというふうに答弁をいただきました。

さて、合併協議の中に、社会教育事業の項目があつたかと思うんですね。これは教育委員会の関係になりますか、ほかでもありません、公民館の運営についてのことなんですね。これは詳細いろいろ説明していただきたいと思うんですが、これは合併協議の中でどういうふうに協議をされていて、結論が出ていませんから、どういうふうに先送りになっているのか、あるいはこれはもう触れないのかという部分、これをちょっと基本理念に照らし合わせた場合の質問としてしたいと思います。

それから、旧笠間市内の大池田財産区の問題、これは私は、合併当初、初代総務部長ともいろいろお話をさせていただきました。議論もしました。昭和の合併のときの条件というか、それを平成の合併の中でまたそのまま引き継いでいると。当然これは解消しなくてはいけない。これは一体化、一体感を持って、またその合理性を持っているという部分からいけば、当然必要であろうと思っております。

この大池田の問題につきましては、当然、市長、あるいはこの28名の議員、すべて選挙を経てここにいるわけですから、非常に地域的にデリケートな問題だと、こう私は考えております。しかし、こういう問題を解消していかないと、合併とは一体何だったんだというふうになってしまう。そうしますと、不公平感、そして不平不満が当然出てきてし

まうでしょうと、こう思います。したがって、これは今後どのような推移をもって解決していくのか、この辺をお尋ねしたいと思います。

当然、合併の条件の中に、各支所の取り扱いということで、総合的事務事業ができる機能を持つ支所と。しかし、私、何回もこれお話ししているんですが、笠間支所の物理的な問題、建物、これどうするんですかというのが、私いつも思っていることなんです。支所の機能というのは、本来は合理化を求めていきますと、もっと違う形になっていくんでしょうけれども、合理化と地域住民の感情や行政サービスというのは必ずしも一体ではないと。そう考えたときに、支所があることの安心、合併しても何ら不便を来さない、こういう行政運営をするには、当然支所の扱いというのは大事だと思うんです。

今後、笠間市の笠間支所、一体どうなるのか。もちろん岩間支所も、今は市民センターいわまの中の岩間支所ということで、建物の一部の中にあるわけですから、今後支所の扱いはどのようになっていくのか。これは大事だと思うんですね。合併後3年ということで、一つのシミュレーションができて、とりあえず合併は10年計画ということで合併しているわけですから、その前期5年というのは、もう丸々3年たちますから、ある程度方向性が出ていいと、こう思っております。その点、支所の件についてお尋ねいたします。

(4) について、企業などからの税収以外の主な収入について、その内訳と用途ということで、大きく岩間地区のポートピア岩間、場外舟券売り場、これは今回一般財源に7,800万円、もう一つ事業団がやっていますエコフロンティアかさま、これが7,000万円、地域振興のためにということで地域限定ということ。こういう問題について、財源が乏しい中で税収以外のもので収入になるというのは大変市としては好ましいことだと思うんです。そういう中で、特定の地域ということを示していくことで、果たしてその一体感が生まれるか、これは合併の中の一体性という部分になるのかなど。その点はどういうふうな考え方を持っているのか。この地域だけにこのお金を使いましょうという、当然その地域の今までのいろいろな経緯があつてのことですから、その辺も含みおきしまして考え方を聞かせ願いたい。

2回目の質問として、幾つかの項目でお話しました。とりあえず答弁をいただきたいと思ひます。

議長（市村博之君） 市長公室長塩田満夫君。

市長公室長（塩田満夫君） 西山議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

まず、初めに、4番目の市内企業の比較のお話でございますが、市職員と市内企業に勤めます社員の給与比較でございますけれども、笠間市で、先ほど申し上げましたように市内民間企業に勤める社員に対する給与調査は実施してございません。県内でデータ化しているものは市内も含まれているということで調査をしていないということでございますが、これにつきましては15万人以上の都市について人事委員会を設置することが義務化されて

おりますので、笠間市については、茨城県全体の給与水準で比較をして、先ほどご報告を申し上げたところでございます。

それから、給与の見直しでございますけれども、給与の見直しについては、先ほど申し上げましたように、合併直後に平均4.8%、中高年齢層については7%引き下げを行っております。さらに、先ほど申し上げましたように、手当等について、特に特殊勤務手当等については、合併前の3市町の関係でいいますと、26種類を合併時に9種類廃止して17種類にしております。それから、昨年4月になりますけれども、さらにこれから3種類を廃止いたしまして、現在14種類としているところでございます。

それから、笠間支所の関係でご質問いただきました。笠間支所につきましては、まず、支所の機能規模、役割といったものについて検討を行いまして、方向性を出し、次に笠間支所の建物施設についての検討を行っていきたいと考えてございます。平成21年度には検討委員会を設置した上で、さらに検討、議論を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（市村博之君） 総務部長深澤悌二君。

総務部長（深澤悌二君） 大池田財産区のご質問をいただきました。

大池田財産区につきましては、昭和30年に設立され、合併により旧笠間市から引き継いだものでございます。財産区につきましては、地方自治法によれば、その所有する山林の維持、保存、利用のみを行うことができる特別地方公共団体であり、その権能は所有する財産、施設の管理及び処分または廃止だけに限られています。また、基本原則として、その財産の管理及び処分等については、その住民の福祉を増進するとともに、市との一体性を損なわないように努めなければならないこととされております。

先ほどご質問の中で、解消すべきではないかというようなことでございますが、財産区には、市議会と同様、独立した議会がございます。その中で協議、検討すべき内容なものと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 教育次長加藤法男君。

教育次長（加藤法男君） それでは、私の方から、社会教育事業の公民館運営についての中で、合併下の公平性とかそういうものについてどうなんだということなんですけれども、旧岩間町、友部町、笠間市、それぞれに公民館の運営方法等は異なっております。合併当時の引き継ぎ方針的なものについては、合併後に調整をするというような形で引き継がれてきたかと思えます。その後、何回か公民館運営審議会、または岩間地区の公民館連絡協議会、笠間地区にあります社会教育法に基づく公民館、その分館、12館あるわけですが、その人たちの中でお話をしてきたわけなんですけれども、友部地区については、従来どおり集落センター方式で地域コミュニティーを進めていくということでやっております。また、岩間地区につきましては、岩間地区の公民館連絡協議会の中で部長制をとっていたわ

けですけれども、それについては合併してからはあんまり機能はしないだろうということで、20年度から廃止という形をとっております。

笠間地区につきましては、20年5月27日に公民館運営審議会が行われました。その中で、公民館の運営についていろいろお話をされました。その後に、一つの議題として、教育委員会での今後の地区公民館の方針についてどんなふうにとっていくんだらうということで投げかけまして、その中でお話がありました。笠間地区の12公民館につきましては、それぞれに旧笠間市の段階でそれなりに地域の自主活動の場として培われてきた経緯もございますので、地域の人たちの意思とかそういうものを尊重して、他の地域から見れば何で笠間地区の公民館にだけ運営助成金とかそういうものを出しているんだというお声も聞かれますので、今後なるべく早い時期にそういうものについて継続的に協議していこうという段階でございまして、今後も引き続き公平性とかそういうものを取り上げながら、公民館審議会の中で協議をして進めていきたいと考えております。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

市民生活部長（打越正男君） 西山議員の質問にお答えをしたいと思います。

福田地区に建設されました公共処分場、エコフロンティアかさまの部分でございまして、この処分場の建設に当たりましては、その段階で、福田地区住民、県、それから笠間市、いろいろな協議がなされました。そういう中で、福田地区の生活環境の保全、安全対策、地域振興策などいろいろと話し合いがされたわけですが、そういう経過を踏まえまして公共処分場に関する基本協定書が結ばれております。そういう中でも、地域振興への貢献ということで、地域住民の意向といいますか、十分に踏まえた中で、相互に協力して福田地区の地域の振興に貢献するよう努めていくというようなこととございまして、そういう中で、エコフロンティアかさま地域振興交付金、これが福田地区の生活環境の保全、地域振興事業を実施するための原資として事業団から交付をされているわけとございまして、

そういうこれまでの経過を踏まえた中で、福田地区住民との約束といいますか、そういう部分とございまして、そういうことを考えた中では、今後とも従前どおりの運用を図っていくということが大切ではないかと思っております。

議長（市村博之君） 総務部長深澤悌二君。

総務部長（深澤悌二君） ポートピア岩間の環境整備協力金でございまして、21年度7,800万円ということで予算化をしております。これらにつきましては、議員ご承知のとおり、売り上げの1%分ということで旧岩間町に交付されるということで、当初からあったものでございまして、これについては合併協議の中で一般財源として活用するということとなっているものでございまして、

以上でございます。

議長（市村博之君） 西山 猛君。

8番（西山 猛君） 市内企業の給与と比較してくれと。私は、見直しということなん

ですが、見直しといえば、今の時代ですから、当然下げるんだという表現、またそういうとり方だと思うんですね。実は私は、そんなこと考えてないんです、全く。

何が言いたいのか。これ、ずばり言いますよ。職員の資質。民間企業がどんな思いをして、そこに働く人たちがどんな思いをして、ですから私は最初に自殺の現状を言ったじゃないですか。日本の今の現状、実情を言ったじゃないですか。そういう実情の中で、今、給与に見合った仕事をしているかどうかということをお願いしたいんですよ。それは全員同じようにできるか、それは無理なこと。しかし、本来職務を全うして、公僕として、公に資する者として頑張っている者が評価されない。相反して、そうでない者が、至って高水準の給与をもらっている。そのときに、民間の事情を考えて、その市民感情をどう受けとめるかというのを、我々が言わなかったらだれが言うんですか。そういうことを市民は思っているんですよ。ですから言っている。ですから、今、市内の実情はどうなんですかというのを何回も言っている。

皆さんの給与が1万円高かろうか安かろうが、そういうことじゃないんですよ。与えられたものに対して、それだけの仕事をしてもらえばいいんですよ。そうでない職員が見受けられるから、どうなんですかと。つまり意識改革をしてほしいんです。

我々、28人が当選して、最初の12月の定例会で、次の一般選挙では24名にしようじゃないかという提案がなされている。これは意識改革ですよ。4年後、もう2年切りましたけども、我々の政治生命というのは4年間です。そして、我々いただきたいのは報酬です。やったことに対する謝礼や褒美ということなんですよ。ですから、一生懸命やらなければ、次の選挙でその結果が出てしまうんですよ。

皆さん方は給与なんです。保障されているもの。仕事に対してきちりそれが評価されているもの。ところが、民間と公務員の違いというのは、直接の評価、例えば歩合だとかそういうことが明確に出てこない。出てこないのなら、怠けた方が得なのかという論理になってしまう。ですから、一生懸命やっている人、そういう者を伸ばす、そういう芽を伸ばす、そういう芽を摘まない、そういう笠間市行政区をつくっていただきたいんですよ。ですから、私は、給与の見直しという中の本当の真意は、資質の向上、意識改革をお願いしたいということです。ここはそれで閉じます。

大池田財産区の件、総務部長、我々に触るなと言うんですか。どういう意味ですか、それは。財産区には区議会議員がいて、そこで議論すべきもので、市議会には関係ないということなんですか。これ大変な発言ですからね。

合併をして、いろいろなことを共有しようじゃないか、いろいろなことを痛み分けしようじゃないかと、それが一体感ですよ。いいじゃないですか、垣根があったって。それぞれの文化や習慣や風習があってもいいじゃないですか。そうじゃなくて、制度上の問題とか、今回のような昭和の合併のものを引きずっている。それはデリケートな問題ですよ。しかし、地域住民によくわかっていただいて、地域住民の個人の財産をどうかしようと

ということじゃありません。地域の問題を、法で定められた財産区の問題を解決しようということじゃないですか。それは前向きじゃないですか。そして、その地域の皆さんの協力によってこういう形ができたんだというのが成果ですよ。私はそう思います。

したがって、今、福田地区の問題も、いつまでも福田地区、福田地区と私はあんまり言わない方がいいような気がするんですね。東海村の臨界事故を思い出しますよ。何かあったら常にそういうことがつきまとっているから、あなた方あっても仕方ないんだと、こういう話になってしまう。そうじゃなくて、協力をしていただいた、ここまで運営できた、その後合併がなされた。合併の中で、福田地区の皆さんの協力のおかげでこういうことができるんだと。

前の議員の質問の中に、大学の話がありました。以前に市長にも提案したことがありましたけど、環境大学つくったらいいじゃないですか、福田地区の皆さんの協力のもと。そういうビジョンを持ちましょうよ。我々は事務屋じゃないですよ。よく法律の話をしますけれども、法律は必要だったらつくればいいし、それが邪魔だったら議論して廃止すればいいし、私はそう思うんです。

ですから、公平公正という部分で、不を取り除く行政をとするならば、やはりいま一度掘り下げて、市長も触りたくないことかもしれない。でも、あえて、私も大池田地区の皆さんにどんな言い方していいかわかりませんが、だれかが言わなくちゃならないので私言ったんですよ。でも、総務部長は、それは大池田財産区の区議会議員がいるんだからそれは侵害だみたいな言い方されたので、私は、じゃあ議員として何をやるんですかと。大事なことです。合併のきちとした道筋を立てて、それは何年もかけて一つになることでいいじゃないですか。垣根を無理やり取る必要はないですよ。そういう中で議論すべき問題だということで、私は、初代総務部長と話もしていますよと既に言っているじゃないですか。確かにこの問題は昭和の時代から引きずっている問題であるということにはわかっているんです。ですから、そういうことは私はずっと今後の中で議論していくべき問題であると思っています。それは区議会議員の皆さん方と、私は事情はわかりませんが、区議会議員の皆さんがどういう思いでいるかはわかりません。しかし、そういうことを、どこで、だれが、どの舞台をつくってそういうことを議論するかといったときに、行政がやるしかないじゃないですか。その現場の総務部長がやらないというのは話にならないですよ。

じゃあ区議会を別に開いてやってくださいよ。そういうことですよ。そういうことももしないで言わないでくださいよ。それをよろしくお願いします。もし答弁があれば、もう一度きちっと前向きに言ってください、前向きに。

それから、教育次長から答弁いただきました公民館、私は岩間地区も友部地区も同じように扱っていただきたい。笠間地区の公民館が、分館が12ですか、社会教育法にのっとった公民館の分館なんだとということで、市で電気代、借地もあるかもしれないね。それが

らいろいろ運営費、修繕だとか、トイレのくみ取りだとか、そういうことを全部市が持っている。片や、こつこつ積み立てをして、わずかながらの補助金をもらって、それで何年もかけてやっと建て直したと、こういう地域もあります。私は、いい方に、サービスのいい方に合わせていただきたい。それが、一番合併してよかったなということ。

お金がないんだと、それを言ったら何もできないじゃないですか。必要ないですよ、そうしたら。ですから、笠間地区がそういう運営の方法をとれているならば、社会教育法にのっとった公民館の分館という扱いでしているならば、ほかの2地区の扱いもそのようにしていただいて、その分負担を軽減してやるのが合併の成果だと、そう思うんですよ。

もしそれができないとすれば、答えは簡単です。どちらかに合わせなくちゃならない、それが一体感。合併して3年たちました。その辺は、もう一度、教育次長の考え方が政治的なものなのかどうなのかは別としても、お答えをいただきたい。

市長、私は思うんです。市長の今一番大事な務め、これはやはり不を取り除くことだと思うんですね。不満を満足させる、不安を安心させる、不便を便利にする、この不を取り除くこと。これについて、丸々3年、合併後、初代市長として今後どのような考えを持っているか。不を取り除くという、今、市民が一番求めている内容について答弁をいただきたい。総務部長もよろしくお願いします。

あと福田地区の関係につきましては、地元議員もおりますし、いろいろ今後そういうことを議論しながら、また違った角度から福田地区の皆さんに引き続き協力をしていただくということの中で、私はその点については答弁は結構ですから、ほかの件についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 西山議員の質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

冒頭申し上げましたように、合併して丸々3年が19日であつたわけでございます。行政運営をしてきた中で、それぞれの行政の違いを統一してきた中では、私の耳元にも不平不満等の声は届いております。この不の部分はどう取るかというのは、今も含めて今後の課題でもあるわけでございます。それぞれの違いを統一することになれば、真ん中をとったり、どちらかの制度に近づけたりということになれば、今までの制度と変わった場合には、当然それに対する不平不満が出てくるわけでございますが、これらをいかに最小限に抑えた中で、統一なり、合併の今生じている違い、そういうものをしっかりと統一をしてまいりたいなと考えておるところでございます。

議員が言うように、不を取り除くことが今後の課題だということを肝に銘じて取り組んでまいりたいと思ひます。

議長（市村博之君） 総務部長深澤悌二君。

総務部長（深澤悌二君） 大池田財産区に伴う再度の質問にお答え申し上げます。

大池田財産区の目的というか、管理につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、その住民の福祉増進をするとともに、市との一体性を損なわないように努めなければならないということでございまして、決して市議会との関係がないということではございません。市議会の意向を妨げるものでもございませんし、そういう中では、ただ独立した議会等もございまして、その中で十分検討するべきものと考えております。

また、例えば財産を処分する場合の用途については、本来、目的である財産区住民の福祉増進のために使われるものでございますが、財産区議会の同意等を得たものについては市の一般事務の経費に充てることも可能となっております。

今後は、そのようなことも踏まえまして、財産区議会の議員さん方とも協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 教育次長加藤法男君。

教育次長（加藤法男君） それでは、教育委員会としての考え方というか、今後こんなふうな方向で考えていますということでご答弁を申し上げたいと思います。

現在、笠間地区におきましては、市から補助を受けている12の地区公民館がございまして。また、地区で自主運営をして管理している施設が48カ所、友部地区、岩間地区と同じように管理している集会施設がございまして。

教育委員会としては、今後の方針としましては、笠間地区のみの地区公民館制度については、それなりに現在のところは十分機能している地区公民館であるのかなと思っておりますけれども、この制度そのものが旧友部、岩間地区にはございませんでしたので、現在、岩間、友部地区から言わせれば、ある程度こういう自治施設については地域で自主的に運営活動管理していくのがいいんじゃないかというご意見もございまして、笠間地区の皆さんの中でもそういう考えを持っている方も少なからずあるというふうにとらえておりますので、今後は、審議会及び検討会などによりまして、地区公民館のあり方について、先ほど申し上げましたけれども、協議をしたいということと、また地区公民館の土地、借地しているところもございまして、建物については市の財産ということで、施設管理などは、市当局が、先ほど議員の方からありましたように、支出して管理運営を図っているという状況もございまして、市当局、市長部局の方とも協議をしまして、今後適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

8番（西山 猛君） 同じことを言っているでしょう、総務部長。

議長（市村博之君） 答弁が重複ということなんですが、それ以上の答えはないんですか、そういうことです。

8番西山 猛君の質問を終わります。

次に、10番石松俊雄君の発言を許可いたします。

10番（石松俊雄君） 10番石松です。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

先日の全員協議会で、茨城県内に26ある消防本部を5ブロックの組織に再編する案を盛り込んだ茨城県消防広域化推進計画の概要が説明され、平成24年度末までに消防の広域合併を進めていくことが明らかにされました。既に、国におきましては、平成18年6月に消防組織法が改正され、おおむね人口30万人以上を規模とした広域化基本方針が示されております。具体的な議論はこれからだと思いますが、この間の経過を見たとき、国が県に広域化計画をつくらせて、消防組織の統合を進めようとしているように思えてなりません。また、県の広域化推進計画を読んでみても、市町村合併の際の論議と同じように、スケールメリットが強調され、いいことづくめのように書かれております。

確かに、消防を広域化することによって、救急の到着時間の短縮などメリットはあるかもしれませんが、一方で、消防力の低下につながるのではないかと指摘する専門家もおります。

国の消防広域化計画が示されているとはいえ、これも市町村合併と同様、法的義務が発生しているわけではありませんので、笠間市にとって何が最善なのかということを念頭に、今後の議論を進めていかなければなりません。そのためには、これまでの検討状況を市民に公開し、デメリットも明らかにした上で、消防職員や市民の声を吸い上げながら対応していく必要があると考えます。

そこで、広域化の議論の現状と、今後笠間市としてどう臨むのか、市の考え方について何点かお伺いをいたします。

まず、国の消防力の整備指針に対する笠間市の現状についてであります。

消防年報の平成19年4月現在の資料を見ますと、救助工作車が66.6%、人員が59.8%とそれぞれ未達成になっておりますが、その原因についてお伺いをいたします。

また、笠間市は合併特例期間中ですから、地方交付税の基準財政需要額が旧3市町合わせた額で算定していると思いますが、その金額と実際に常備消防費用として支出した決算額の差、同時に合併による特別算定ではなく普通算定した場合の基準財政需要額と決算額との差がどれくらいになるのかも、お知らせを願いたいと思います。

二つ目に、5ブロックに分ける案が示されておりますが、国の指針では人口30万人が目安に、県の案で、笠間市が入る県央ブロックは人口72万7,000人となっております。国及び県の人口目安がなぜそのようになるのか、その理由を教えてください。

また、広域化によって、消防力の整備指針に対して未達成になっている現状が改善するのでしょうか。改善するのであれば、どのように改善するのか、具体的にお聞かせをください。

消防組織法第6条において、市町村は当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有すると規定され、第7条では、市町村の消防は市町村長が管理すること、第8条では、その費用は当該市町村が負担することとも規定をされております。広域化に当た

って、これら市の消防に対する責任が果たせなくなるのではないかと思います。自治体消防の原則に対する市長のご所見をお伺いいたします。

さらに、広域化に関する協議会は法定協議会になるのかどうか。その協議会の構成に、私ども市議会議員や市民の代表は含まれるのか。市民や消防職員への情報開示や意見の集約をどのように図っていくかと考えられているのかも、ご説明をお願いします。

次に、通告2問目、消防救急無線のデジタル化について質問いたします。

消防救急無線は、現在アナログ方式が採用されておりますが、これをデジタル方式へと改めなければなりません。その理由は、携帯電話など電波を利用する電子機器類が多数開発普及されたため、電波環境が逼迫し、電波の有効利用を図る必要があること、また情報通信技術が発展しデータ伝送等による電波利用の高度化が図られ、消防救急分野においても、こうした技術を積極的に活用し、高度な利用ニーズにこたえる必要が生じてきていることにあります。

全国消防長会では、平成9年1月から消防救急無線のデジタル化について検討が始められ、平成11年5月にデジタル化の推進が決定されております。その後、共通仕様が取りまとめられ、平成15年10月には、現在利用されているアナログ周波数の使用期限を平成28年5月31日までとする電波法関係審査基準の改正が行われました。しかし、デジタル化の推進には莫大な経費がかかることから、消防本部ごとでの対応ではなく、できるだけスケールメリットを生かした整備が必要とされています。さらには、大規模災害や有事の際には、消防本部単位ではなく、より広域的な範囲での対応が必要となることから、各都道府県を一つの単位にまとめて広域化、共同化することが決定されました。

茨城県でも、平成19年3月に消防救急無線及び消防指令業務に係る整備計画を策定し、平成28年5月のデジタル化までに県内消防救急無線と消防指令業務を一元化することを決定しております。本市の取り組みはどのようにされるのか、まずお伺いをいたします。

また、デジタル化設備費用の本市負担はあるのでしょうか。あるとすれば、その額と財源はどのように賄おうと考えられているのか。あわせて、現在の消防救急無線の維持管理費用とデジタル化後に見込まれる維持管理費用の本市負担分との比較についても、お教えをお願いします。

次に、デジタル化のメリット、デメリットについてさまざまな議論が交わされておりますが、以下の点に関する本市消防本部のご見解をお伺いいたします。

まず、デジタル化のメリットの一つとして、通信の秘匿性の向上が挙げられておりますが、現在、消防救急現場での個人情報の取り扱いはどのようになっているのでしょうか。消防無線や救急無線で個人の情報のやりとりが行われているのか、あるいは別の方法がとられているのか。通信傍受等により個人情報が知られてしまうおそれはないのかどうか、お聞かせをください。

次に、デジタル化によりデータ通信ができるようになると言われておりますが、実際に

消防救急活動でのデータ通信のニーズはどれくらいあるのでしょうか。さらに、デジタル化によりチャンネル数がふえるとされているとされていますが、本市においてどのようなメリットがあるのか、お聞かせをください。

デジタル化に伴って、現在の150メガヘルツ帯から260メガヘルツ帯へ移行することにより、通信距離が短くなり、その分だけ基地局が必要になると言われております。その結果、基地局の建設設置費用がかさむとともに、基地局が罹災する可能性が高まり、災害に対して脆弱なシステムになると言われております。デジタル化は、多大な費用をかけて災害に弱いシステムをつくるだけじゃないのかという意見もありますが、本市のご見解をお聞かせください。

150メガヘルツ帯から260メガヘルツ帯へ移行することにより、消費電力が多くなる分、バッテリーの消耗が早くなってしまい、特に携帯無線機の利用が長時間の災害活動には向かなくなるとの指摘もあります。携帯無線機も、現在のものより重くなるとの意見もありますが、実際のところはどうなるのでしょうか、お聞かせを願いたいと思います。

最後に、通告3問目、後期高齢者医療制度について質問いたします。

後期高齢者医療制度がスタートして間もなく1年になるうとしておりますが、この制度が批判を浴びた理由の一つに、保険料の年金からの強制天引きが挙げられます。これに対して、昨年6月に一部手直しが行われ、一定の条件を満たす人は口座振替を選択できるようになりました。さらに、ことしの4月からは、天引きか口座振替か、自由に選べるようになっております。ただし、これまでと同じく窓口での保険料を納めることはできません。4月から口座振替で納付できるようにするには、加入者は、ことしの1月までに手続を済ませておかなければなりませんでした。

そこでお伺いします。

昨年6月の改善策、さらにはことし4月からの年金天引きと口座振替が自由選択できるようになったことの周知徹底はどのように図られたのでしょうか。この改善策によって、年金天引きから口座振替に変更された方は笠間市でどれくらいいらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

なお、通告しております普通徴収の方の滞納状況については、昨日の鈴木貞夫議員の質問でわかりましたので、ご答弁は結構です。

また、資格証明書発行も、広域連合を含めて慎重に対応するとのことでした。当市の国保税における資格証明書の発行は、他市に比べて慎重かつ丁寧に行われていることをよく存じておりますので、後期高齢者医療制度でも同様の対応をお願いし、この質問も省略をさせていただきます。

人間ドック、脳ドックへの助成についても、この後萩原議員から質問される予定ですので、私の方では割愛をさせていただきたいと思っております。

以上、議長のお取り計らいをお願いし、1回目の質問といたします。

議長（市村博之君） ここで暫時休憩いたします。

なお、2時に再開いたします。

午後1時49分休憩

午後2時01分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 石松議員の質問にお答えをいたします。

消防は、国民の生命、身体及び財産を水、火災または地震等の災害の防除及びこれらの災害による被害の軽減を任務といたしております。昭和22年の消防組織法制定以来、市町村がその任に当たる市町村消防の原則をとっております。市町村は、市町村消防の原則に基づき一時的な消防の責任を負っておりますし、市町村長は、先ほどありましたように7条で管理義務がありますし、また市町村の必要負担もあるわけでございます。

また、消防を処理するために、今の広域化の議論の中で、仮に広域化によって一部事務組合を設立した場合におきましては、一部事務組合が共同処理することとされた事務の範囲内において、消防責任は一部事務組合が負い、第7条の消防の管理は一部事務組合の管理者が行うこととなります。

消防の広域化につきましては、市長会、消防長会などで組織された市町村の消防の広域化に関する推進委員会、委員23名によって作成された茨城県消防広域化推進計画というのが示されましたが、その後については具体的な議論がなされていないというような状況でございます。

また、私ども市町村長レベルでの議論もされておられませんし、私どもが公の場で意見を申し上げる機会もまだないのが現状でございます。これから議論を深めていかなければならない段階であると思っております。

市町村と一部事務組合の関係や、国、県の広域化に関する例えば支援策があるのかないのか、現状の消防機能がどのように維持されていくのか、私は、まだまだ議論不足であり、広域化が必要かどうかの判断も今のところではまだしておりません。ただ、議論をすることは必要でございますので、今後、議論が必要であると考えております。

また、議論につきましては、議員がおっしゃるように、オープンに、その経過も含めてしていくことは重要だと思っております。

以上です。

議長（市村博之君） 消防次長植木敏夫君。

〔消防次長 植木敏夫君登壇〕

消防次長（植木敏夫君） 10番石松議員のご質問にお答えいたします。

笠間市の消防力整備指針に対する現状について、救助工作車の配備状況につきましては、笠間消防署と友部消防署に各1台、岩間消防署につきましては、救助工作車の代替としてポンプ自動車に救助資器材を積載して配備しております。本来ならば、救助工作車は各消防署に配備されるものです。岩間消防署の代替の車両につきましては、救助工作車にかえて同様の救助器具積載能力を有する消防自動車等を充て、救助工作車の台数から減ずることができると消防力の指針に記されており、これに準じて1台検討しております。

次に、笠間市における消防職員の充足率でございますが、平成20年度に8名の職員を採用したことにより、59.8%から61.7%となっております。県内の平均充足率は61%ですので、県平均を若干上回っております。

次に、消防の広域化につきましては、茨城県消防広域化推進計画が示された後、本格的な議論がされておられませんので、具体的にはご説明できませんが、国等からの資料により説明をいたします。

総務省消防庁が管轄人口30万人を広域化の目安とした理由でございますが、平成18年6月消防組織法の一部改正により、消防庁長官の定めた市町村の消防の広域化に関する基本指針において、消防本部の規模は管轄人口30万人以上が適当であるとされ、規模は大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また消防管理財政運営面等の観点からも望ましいとされております。このようなことから、都道府県を一つの組み合わせとし、全市町村において消防の広域化を推進することも可能とされております。

次に、笠間市が県央ブロックとなる理由についてでございますが、推進委員会におきまして、各広域市町村圏、地方総合事務所管轄、二次保健医療圏、地区メディカルコントロール協議会、日常生活圏など、地域的なつながりを考慮し、笠間市は県央ブロックに含まれることとなりました。

次に、ブロック割によって県央ブロック内市町村の消防力の整備指針に対する現状の改善についてでございますが、国で定められました市町村の消防の広域化に関する基本指針によりますと、広域化によって消防本部の課員等を集約し、余った職員を警防隊員等へ配置がえが可能となり、充足率が改善されると言われております。県央ブロックの充足率がどのように改善されるかにつきましては、法定協議会設置後の調整事項に署所の配置、部隊運用等が含まれておられませんので、具体的には充足率の改善については明確になっておりません。

次に、消防の広域化、県央ブロックの協議会は法定協議会になるのか、議員には市議会議員及び市民代表は含まれるのかのご質問についてですが、平成20年3月に策定されました茨城県消防広域化推進計画によりますと、今後、地方自治法252条の2による法定協議会へと進み、協議会の構成としまして、市町村長、市町村議会議員等が委員として想定されます。広域運営計画につきましては、法定協議会が設けられた後に作成することとなっております。

次に、消防救急無線のデジタル化について、県内全域一括設置、一括管理の基本指針が示されているが、本市の取り組みはどのようにするかとのご質問でございますが、平成15年10月に電波法関係審査基準の改正がございまして、現在の消防用無線は平成28年5月31日までにアナログ通信方式からデジタル通信方式に変更し、無線局における150メガヘルツ帯の周波数は使用することができなくなります。

このことから、平成17年7月に消防庁次長通知により、茨城県が策定した消防救急無線並びに消防指令業務に係る整備推進計画をもとに、各消防本部が必要とする水準の確保、消防の広域的活動への対応及び整備運営費用の低廉化の3点を基本方針とし、県内1ブロックとして、県内消防本部の基地局、署所の移動基地局、無線装置を共同で整備し、これらにより平成22年度から電波伝搬調査も開始されます。その結果を踏まえながら、茨城県全体と調和をとりながら検討してまいりたいと考えております。

次に、本市負担分の設置費用はあるのか、あるとすれば、その額と財源はどうするかとのご質問でございますが、整備費用負担の考え方として、消防救急無線のデジタル化をする際、地形及び面積等に応じて大きく変わるものとされます。

本県においては、消防本部の状況の差異が非常に大きいことから、単独整備費用に応じて負担することを基本とし、さらに合意形成に向けた検討をしていくとしていますが、その額については、いまだ算出されない状況にあります。

財源につきましては、特に国の推進すべき事業として事業費の90%に防災対策事業債が充当でき、その元利償還金の50%に相当する額については、後年度普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

次に、現在の消防救急無線の維持管理費用とデジタル化後に見込まれる維持管理費用の本市負担分の比較についてのご質問でございますが、現在の消防救急無線の維持管理費用は、指令装置保守点検委託料ほか通信運搬費等で630万円相当が経費として支出されております。

なお、デジタル化後に見込まれる維持管理費用は、いまだ算出されない状況であります。

次に、通信の秘匿性の向上がメリットと言われておりますが、現在の消防救急における個人情報の取り扱い現状はとのご質問でございますが、ご案内のとおり、デジタル無線は、現在使用しているアナログ無線と比較して秘匿性が増します。情報漏えいの抑制が図られ、さらには情報伝達の速さも増し、画像情報等の多様なデータ通信にも対応します。

また、個人情報の取り扱いにつきましては、笠間市個人情報保護関係条例に基づいて運用しているところでございますが、個人情報に係る部分については、無線を使用する状況のときは略符号を使い、さらに秘匿性の高いものは携帯電話を使用して対応していることにより、通信傍受等による個人情報が知られてしまうおそれはないものと考えております。

次に、本市における消防救急でのデータ通信のニーズはどれぐらいか、チャンネル増による本市でのメリットはあるのかとのご質問でございますが、現在のデータ通信の状況で

ありますが、緊急出動時の指令書送信、車両運用情報や風水害情報、さらには心電図や傷病者情報等に使用しております。

今後、デジタル化になることにより、これらデータ通信がより迅速明確になるとされます。チャンネル増は、消防車14車両に1チャンネル、救急車8車両に1チャンネルが与えられると計画ではなされております。特に大規模な災害時には、多くの車両が出動することで起こる混信を防ぐことができます。

次に、消防救急無線のデジタル化によるデメリットに関する見解ですが、まず通信距離が短くなることによる基地設置費用がかさむ件につきましては、一般的に周波数の帯域が高くなると電波の伝搬距離は短くなりますが、現在の実験データでは、アナログと遜色のないデータも出ており、ダイバーシティ方式の導入など、今後メーカーの技術開発により150メガヘルツ帯アナログ無線と同等の能力が確保されると思われま

す。中継局の設置につきましては、設置に必要となる場合には、既存施設への設備共用を行うことにより整備費用の軽減を検討されるとしております。

基地局が罹災する可能性が高く、災害に脆弱であるということについては、既存施設にあっては耐震性を確認したり、新たに増設するものにあつては十分な耐震性能を持ったものにするとされます。しかしながら、消費電力が多く、携帯無線機の利用が長時間の災害活動には向かないという点、あるいは重量についても現在のものより重くなるなどのことについても、現在のアナログ無線と同等の使用時間の維持や軽量化に向けてのメーカー各社の技術開発が進められております。

なお、これら脆弱とされる問題についても、衛星携帯電話、光ケーブルでのバックアップ等の活用が見込まれており、今後、さらによい方向で専門部会にて検討していくものであります。

以上であります。

議長（市村博之君） 総務部長深澤悌二君。

〔総務部長 深澤悌二君登壇〕

総務部長（深澤悌二君） 10番石松議員のご質問にお答えいたします。

交付税に伴う基準財政需要額と決算額との差についてでございます。

ご質問に対する答弁の前に、地方交付税の算出についてご説明させていただきます。

合併支援策として、合併した市町村が有利になるよう合併算定がえという制度が設けられております。これは、合併後15年間については、合併前の個々の自治体ごとに交付税額を算出して、一定のルールのもと合計するものでございます。一方、新しい市を1自治体として交付税額を算出するのが一本算定でございます。笠間市は、合併算定がえの適用を受けております。

さて、平成19年度の決算ベースを用いて、常備消防にかかわる基準財政需要額と常備消防の決算額の差についてご説明させていただきます。

平成19年度の決算額は、一般財源ベースで10億8,554万9,000円であり、合併算定がえによる基準財政需要額は9億7,638万9,000円で、決算額が1億916万円上回っております。また、一本算定による基準財政需要額は7億9,724万8,000円で、こちらの場合も決算額が2億8,830万1,000円上回っております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 10番石松議員の質問にお答えをいたします。

改善策の周知徹底はどのように図られたかのご質問でございますが、一定要件を満たしている方が年金天引きから口座振替への変更が可能になったことにつきまして、長寿医療制度の改善のお知らせを8月に全戸配布いたしました。また、軽減による保険料額の変更につきましても、8月に対象者に個別にお知らせをしたところでございます。9月には、政府公報で新聞折り込みにより制度改善のお知らせをまいりました。また、1月には平成21年4月から年金天引きから口座振替への変更ができる要件が緩和され、本人、配偶者、世帯主の口座から振替することができるようになりましたので、そのお知らせを全戸に配布いたしました。

2番目の笠間市の年金天引きから口座振替に変更の手続をした方は、8月現在、年金特別徴収者5,405名おりましたが、2月末現在で296名の方が変更手続をしております。今後も、引き続き変更届の手続を受け付けてまいります。

市として口座振替を推進していくべきと思うがどうかということでございますが、口座振替の周知は、新規に75歳になった方に保険証と一緒にお知らせを同封しております。また、普通徴収の納付書にも口座振替の案内を記載し、口座振替の推進を図っております。21年度には、コンビニ収納もできるよう準備をしております。今年8月の保険証一斉更新時にも、口座振替の案内書を同封し、納付しやすい環境を整備し、定期的に周知徹底を図っていきたいと考えております。

議長（市村博之君） 石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） まず、消防広域化の方についてなんですけれども、消防年報も、私見たんですけど、大変申しわけないですけど、こういう質問をする機会がない限り、一生懸命見るということはない年報なんですけど、年報の中には、消防力整備指針に対して救助工作車が1台足りないと書いてあるんですけど、今のご説明だと、これはポンプ車で代用してもいいと、消防力整備指針にはそうなっていますということなんですけど、あの表を素人が見たのでは、これは未達成だとしか見れないんですよね。できましたら、余り見る機会はないんですが、これは同じマイナスであってもオーケーな、指針にはかなったマイナスなんだという説明書きがどこかにないと、ちょっとこれは誤解をされますので、でき得ればそういう表示をお願いしたいなと思います

それと、もう一つ質問で聞きたかったのは、消防力整備指針に対して充足率が達成されてないという現状はわかっているんですが、救助工作車の方は結構なんですが、人員が達成されてない要因は何なのかというのを私どもはちょっと知りたいので、その要因についてご説明をいただきたいなということなんです。

それから、消防の広域化計画については、広域化が必要かどうかということについてもまだ判断してないという市長のご答弁があったので、これからの議論なのかなと思うわけですけれども、ただ、30何人の委員会で計画がつけられたんだという説明ありましたが、この前の全協の説明では、茨城は五つのブロックに分けられて、笠間市は県央ブロック72万7,000人口規模で協議を進めていきますということは、もう決められているわけですよ。全く白紙の状態からやるという協議ではないと思うんです。

確かに、人口30万人規模が、いわゆる一般火災、普通の2階建ての家が燃えて延焼しないようにするためには、ポンプ隊が5から6、7隊ぐらいあった方がいいとか、あとは救助工作車にしる、はしご車にしる、1台じゃなくて2台あった方がいいとか、そういう基準に照らし合わせていくと、政府は10万人規模と言っていたんだけど、30万人規模の消防本部ごとの方が理にかなっているというか、そういうことで30万という規模が国の方では出されているというふうに、資料を読むとそういうふうに書かれているわけですけれども、それが県の推進計画の方を見ると、大きければ大きいほどいいというふうに書いてあるんです。規模が大きいというのは、消防本部の規模が大きくて、人数が多ければ多い方がいいとか、そういう車の台数が多ければ多いいいという意味なんですよけど、そういう意味であって、面積を広くすればいいという意味ではないと思うんです。

ところが、30万人規模以上であって、地域とのつながりを考慮して笠間市は県央ブロックですよというふうに書かれているんですけど、その地域とのつながりということが、現在ある県央ブロックでいうと各市町村の消防力のアップにどうつながるのかという説明はないんですよ、正直言って、私見てもわからないんです。

そういう意味で、何かしら進め方が、笠間で言えば70万7,000人の規模での枠のくくりありきと、そこを目指していくぞということが前提になって進められているような、そういう気がしてならないんですけれども、そういうことではないと思うんですよ、協議というのは、その辺がどうなのかなということで、70万2,000人の根拠についてお伺いをしたかったんですけども、答弁にはなかったんですが、その辺はちょっと率直に言ってどうなのかなと、もう少しお聞かせをいただきたいなということなんです。

それと、もう一つは、いまのご答弁をお聞きしていても思うし、私は消防年報見ても思ったんですけども、笠間市の消防の抱えている問題というのは三つぐらいあると思うんです。その一つは、消防力の整備指針に対して充足率が100%になっていない、特に人員が100%になっていないという問題、これをどう100%にするかということを考えてい

ないと、笠間市で消防災害あったときに困るという問題があると思いますし、それから二つ目は、将来財政の見通しですよね。15年間は確かに合併の特例算定がされていきますけど、これが15年後には特例算定が9億円からまた1億円ほど下がって行って、市の支出が1億円ふえていかなければならないという問題もありますし、きのう、常備消防の問題ではないですけども、消防団のポンプ車の県単補助とか国庫補助というのが削られていて、幸いに消防ポンプ車の対応能力が上がっているから、15年を20年に延ばせば何とか対応できると次長は答弁されていましたが、つまり国や県からの補助金が減らされていくということに対して、笠間市の消防の体制としてどう対応していくのかという将来対応の問題が二つ目にあると思いますし、三つ目には自然災害ですよね。阪神大震災だとか洪水だとか、そういうことに対してきちんと対応できるのかとか、笠間市にはないですけども、原子力の問題だとか、化学工場の問題だとか、そういう高度災害への対応、あるいはテロの問題等々もあって、そういう広域災害、高度災害にどう対応していくか、そういう消防力をどうつけていくか、こういう三つの問題は、私は素人考えにあるんじゃないかなと思っているんですけど、こういう消防の今笠間市の抱えている三つの問題というのが、県がやろうとしている、提起しているこの広域化によって改善されるのかどうかというところを、率直にこれも聞きたいところなんですけど、この辺はどうなのかなというところもお聞かせを願いたいなということです。

それから、消防の救急無線のデジタル化についてなんですけど、ご答弁をお聞きしてちょっと思ったんですが、つまり携帯無線機一つにしても、これから開発なんですよね。条件が整っていて、デジタル化した方がいいですよということを言っているわけじゃなくて、つまりデジタルをする機械もこれから開発して行って、デジタル化がいいですよと言っているというのは、非常に私は無責任なように聞こえてしょうがないんですよ。

だから、今、橋下大阪府知事が、地方は国の奴隷じゃないというようなことを言って非常にちまたで話題になっておりますけれども、デジタル化というのは、デジタル化の条件が整ってデジタル化するという事じゃなくて、国に勝手に平成28年の5月にアナログを変えなければいけないという法律を決められて、無理やりデジタル化にさせられているような、そんな気が私はしてしょうがないんですね。

そういう意味で、市の責任ではないんですけども、大事なのは、市として主体性を持つということがとっても大事だろうと思うんですが、その辺の進め方というのは、一体どうなっているんだろうかなというところなんです。そういうことに対する市の見解というのをちょっとお聞かせをいただきたいということと、あと矛盾に思っているのは、消防の広域化は平成24年までにやられるということなんですけど、デジタル化は平成28年までと目標を定められていますよね。そうすると、広域化すれば、広域化したエリアは同じ無線仕様に変えていかなきゃいけないという問題も出てくると思うんですが、これも同じ年度を目標にやらないと矛盾があるなという気がするんですけど、この辺の議論がどうなって

いるのかというのを知りたいのと、もう一つは、茨城の中であるかどうかということなんですが、県への一元化によってこの際民間委託しちゃったらいんじゃないかという話もちらほらとよその県では出ているということも聞いているんですが、こういう議論の傾向というか、動きというの、もしわかればお聞かせをいただきたいなということです。

それから、後期高齢者医療制度の問題についてなんですけれども、年金の強制天引きというのは、多少今回4月から改善されていくとは思いますが、私は問題二つあると思うんですよ。

一つは、天引き増税、おわかりになるかと思うんですが、いわゆる世帯主や親とか奥さんと一緒に保険料を支払っていた場合、その分の控除額が受けられたわけなんですけれども、それが後期高齢者医療制度で個人個人にかかる、その税控除が受けられなくなってしまうですね。そういう天引き増税の問題が、今回の口座振替を選択することによって、年金収入が少ない方で所得税とか住民税がかからない方の保険料を、例えば奥さんとか世帯主であるお子さんの口座振替に変更すれば社会保険控除の対象になるという、税制的に言うと有利な問題がありますよね。制度的に言うと、納付方法によって税金負担率が変わるというのは私はいいとは思わないんですけれども、ただ、現実的には有利になるという、そういう問題があると思うんですね。そういうことも含めて、ちゃんとお知らせが対象者の方に行っているのかどうかということ、私にはきちんとお聞きしたいということと、そういうことも含めて、口座振替をやった方がいいですよというふうにきちんと対象者の方にご説明をしていただきたいなということなんです。その辺がどうなのかということなんです。

それと、もう一つは、年金の天引きで問題になるのは、口座振替で解決しない問題なんですけれども、実は窓口に行って納めれば、生活がちょっと大変とか、お金の都合がつかないときに分納したいとか、あるいはちょっと払うのをおくらせてもらえませんかという、そういう相談ができるんですけれども、これが年金から天引きされてしまうと、やっぱりそういう相談ってできないですよ。本人が役所に出て行って相談をするということもなかなかできないんですね。そういう分納だとか納税に対する相談のケアというのは、私はやっぱり必要だなと思うんですけど、そういうことに対する問題意識というのは担当課としてお持ちなのかどうかということ、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

議長（市村博之君） 消防次長植木敏夫君。

消防次長（植木敏夫君） 石松議員の2回目のご質疑にお答えをいたします。

まず、救助工作車が1台、実情としては岩間消防署の救助工作車を1台、救助工作車にかえて同様の救助器具積載能力を有する消防自動車を充てて、これを救助工作車の台数から減ずることができるかとされておりまして、笠間消防署の場合には国道50号線がありません。また、友部消防署に関しましては、市の中央でもありますし、四つのインターチェン

ジを置く関係上、岩間消防署については、今みたいなことで代替のものを置かせてもらっているというような現状でございます。

また、消防力の示す人員の充足率についてでございますが、この件につきましては、国の定めた消防力の指針によりますと、必要な人員というのは、ポンプ車と言うならば、ポンプ車の放口の口数、もしくは救急要員、と申しますのは、救急車は年間の出動量によりまして乗りかえでも差し支えないとされるものなのですが、基準としては、乗りかえてはならないということからしての救急車の台数、もしくは広域内にある防火対象物やら危険物施設やら、そういった施設数に応じた予防要員というその他のものを含めると、笠間市の場合には、この年報の中にもありますとおり209名が、現状として基準数とされております。その中で現在の職員数から割り出しますと、先ほどのような数字になってしまうものでございます。

次に、広域化によりましてどのようなメリットが期待されるのか。また、72万という数字と、30万人以上としたのがよろしかろうというようなご質問かと思うんですが、広域化をすることによって、期待されるサービスというのは、住民サービスの向上といたしまして、消防活動に取りかかる体制が強化できるということで、地域で火災が発生した場合に、小規模消防本部の場合には、その第1指令から第2指令への大規模な火災になるときの指令が、協定の中から応援を要請しなければ一時的には消防車両が集まることがなかなか迅速にはいかないという状況で、これが、規模が大きくなることによりまして、そういった装備数を一度に災害現場へ向かわせることができるという現状が、まず1点として挙げられます。

また、現場で活動する消防隊員を増強できるということで、ご案内のとおり、今まで数個ありました消防本部が一つになりますと、通信指令課と申しまししょうか、電話を受けるような役目の職員とか、消防本部、特に総務課内なんですが、そういったところで働く人間が現場の方での警防要員となることが可能であるとされまして、今まで小規模の場合兼任でやっていたものが専従化されるというようなこと、さらにはこれから必要とされる予防要員とかそういった面についても、より専門性が高められるというようなことが挙げられております。

まだまだ広域化のメリットとかそういったものに関しては、具体的にはもっともっとあるわけなんですけど、大体そのような形で広域化が進められる状況であります。

次に、無線のデジタル化に関してのことでございますが、そういった複雑化される無線、ご指摘のとおり重量が重くなったり、無線が高周波になりますと無線距離が短くなったりということが危惧された中で、それでもやる必要があるのかということ、これはご案内のとおり平成28年にはやらなければならないということに基づきまして、またこの電波方式に関しましては、専門用語になりますが、SCPC方式、もしくはTDMA方式というデジタル無線方式の中には二通りの無線の方式がございまして、今、茨城県で取り入れられ

ようとしている方式については、SCPC方式という方式が取り入れられます。これは、先ほどご指摘のような欠陥と申しましょうが、現在、これから開発しなければならないような方式ではございますが、反面、共通波方式の電波方式と申しまして、今後茨城県にも導入予定でありますドクターヘリとか、もしくは今現在運用しております防災ヘリ、そのような他機関との無線通信が可能であるというような観点、またTDM方式については、現在東京消防庁の方で使われている無線の方式でございますが、この方式につきましては、これから開発の予定がないとか、東京消防庁の方で周波数をたくさん使っていて空きがないとか、そういったことがございまして、19年度に行われました検討会におかれまして、今後SCPC方式を開発しながらこの方式でいこうという見解が示されているところでございます。

将来、この消防救急無線、大きく茨城県が統一化されて、そういった一つの指令業務とか、そういった統一した場所ができれば民間委託の動きはあるのかということについてでございますが、現在、議論はなされていない状況にあります。

以上であります。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 口座振替の件でございますが、年金天引きの場合は、議員おっしゃられるように、所得申告時の社会保険料控除が受けられるのは本人のみということになりまして、非課税者の場合は所得税、住民税が軽減される対象とはなりません、課税対象者である配偶者や奥さんの場合は、口座振替に切りかえた場合は口座名義人の方が社会保険料控除が受けられるということになります。そういう住民税、所得税の軽減メリットということがあります。これにつきましては、週報でお知らせを出したということがありますが、今後も引き続き定期的な中で対応していきたいと考えております。

また、天引きについての納付相談については、ちょっと今後の検討かなと考えております。

また、未納者等の窓口での分納、これにつきましては、昨日も鈴木（貞）議員の方から質問がありましたように、窓口で随時対応していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） ちょっと簡単な方から、後期高齢者医療制度は週報に書かれたということなんですけれども、正直申しまして、対象の方はわかりませんよね、週報に出ているのでは。随分、対象になっている方でも、そういう手続をとられてない方がいらっしゃると思いますので、週報だけではなくて、もう少し丁寧に、対象となる、ご家族と一緒に同居されている方です。そういう方にきちんとご説明を丁寧をお願いをしたいということです。

あと納税の相談も、ぜひこれも何らかの形で、納税相談しやすいような環境をぜひつく

っていただければと思います。ただ、納税方法によって税の軽減が違ふということがいいことかどうかというのは問題は残るんですけども、そのことはこっちに置いておいて、現実的な問題の対応としてやっぱりありますので、そのことはぜひ市民の方にお知らせを願いたいと思います。

それから、消防の広域化も、それから消防無線、救急無線のデジタル化の問題も、何度も申し上げていますが、さきに国でやるということが決められて、どうするかということをして市町村に判断をさせられているような気がして私は仕方がないんですね。消防次長のご答弁をお聞きしていても、やっぱりそういうふう思うわけです。

S C P C方式を選択するにしても、これはやっぱり無線機、先ほど言いましたけど、開発途上の状態なわけですよ。そこがきちんと開発されていないと、災害に対応できない、現実的な問題としてそういう状況があるにもかかわらず、デジタル化だけが先んじてやられていく。

それから、広域化も、説得力がない5ブロックですよ、私からしてみると。専門家からすると説得力はあるのかもしれないんですが、ご説明聞く限りでは説得力ないですよ。その中で分けられて決めていく。市長のご答弁で、広域化が必要かどうかという判断も含めてまだされていないということですから、これ以上は申し上げませんが、国の言いなり、県の言いなりに、私はなっていたきたくないということが一つと、もう一つは、広域化そのものがこういう形で議論されていて、今度は協議会がつくられると。しかも、今度法定協議会がつくられるんだよということを、ほとんどの市民の方はご存じでないですよ。このことも、情報開示をやっぱりきちんとしていただきたいということですね。市長のご答弁の中に、ちゃんとそのことはやりますということがあったんですけども、ぜひともその情報開示をして、市民が見てわかるような形で今後の議論を進めていっていただきたいということです。

それと、広域化の問題の中で、私はちょっと押さえていただきたいというか、意見を持っていただきたいのは、一つは消防職員の身分ですね。地方公務員、公務員というのは、いわゆる身分保障されていて首切りがないというふうに言われているわけですけども、ただ、地公法見ると、合併等々によって組織がなくなった場合は職を失うという可能性もあるわけですね。ですから、合併協議の中では、職員の身分を保障するということが、条例というか、条文化で明文化をされているわけですけども、今回のこの広域化に当たっては、そういうことも含めてきちんと消防職員の身分保障ということも、明文化というか、明らかにした上で協議を進めていくということが私は必要ではないかなと思うので、その立場は堅持して笠間市としては協議に臨んでいただきたいというのが一つです。

それから、もう一つは、先ほど市長の答弁の中にもありましたけれども、一部事務組合という言葉が使われました。一部事務組合は、確かに一部事務組合として市町村が構成をして、その組合の中の議会というのも持ってということになるんですけども、ただ、住

民の監査請求、いわゆる住民の直接請求というのが一部事務組合ではできないんですね、残念ながら。これが広域連合になりますと、そういう住民の監査請求というか、一定の条件、有権者の3分の1以上の署名を集めれば、いろいろなことが請求できるという制度があるわけですが、ぜひとも広域にやる場合は、一部事務組合ではなくて、広域連合という立場で広域化の手法はとっていただくということで、ぜひこの立場をとって笠間市としては協議に臨んでいただきたいなと思います。

これからの議論ということで、なかなか明確なご答弁もいただけないのかもしれないですが、そういう立場を堅持して協議に臨んでいただけるのかどうかということろだけ、再度ご答弁お願いいたします。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 石松議員のご質問にお答えをいたします。

議員から課題が何点が指摘されましたけれども、私も、広域化に対しては、同じような問題点といたしますが、課題を抱いております。本格的な議論がなされていないので、なかなか答弁もしにくい点もありますけれども、国が方針を示して、それによって県が方針を出して、だから広域化だとは私は思っておりません。広域化が本当に必要なのかどうか。地域の消防機能を維持していく上で、広域化した方が本当にメリットがあるのであればそういう選択は当然するでしょうし、笠間にとってメリットがなかったらどうするんだということになれば、またそのときは判断をしなければなりませんし、そういうしっかりした議論がまだ深まっていないので、その議論には、しっかりと我々笠間市の消防署としても考え方を持って臨んでいきたいなと思っております。

議員のおっしゃるような職員の立場、あとは一部事務組合がいいのか広域連合がいいのか含めて、しっかりと議論をしてまいりたいと思います。

以上です。

議長（市村博之君） 10番石松俊雄君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、3時に再開します。

午後2時48分休憩

午後3時00分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番萩原瑞子君の発言を許可いたします。

13番萩原瑞子君。

13番（萩原瑞子君） 13番萩原瑞子でございます。

お疲れのところと思いますけれども、しばらくおつき合いをいただきたいと思います。

それでは、一般質問を通告順に行います。

一つ目といたしまして、生活習慣病予防健診、人間ドック、脳ドックについてお伺いをいたします。

1、受診希望者は全員受けられているのか、お伺いいたします。

2、受け付け方法ですが、昨年度行われました今期の状況を見ますと、受け付け時間前に多くの方が並んでおりました。私が行きましたときには、既に20人ぐらいの方が並んでおり、早い方で5時半ごろに来られたとのことでした。時間がたつにつれて天気が悪くなり、小雨が降ってきましたので、笠間支所玄関屋根の下へ移動しました。全員が入るのに余りにも狭い状況だったと思います。この間いろいろな意見を私は耳にしました。受け付け時間前には職員が来られて、ドアをあけ、支所内に入ることができましたが、このような申し込み状況では、来期は何時ごろに並べばいいのかと考えてしまいます。受け付け方法を来期はどのようにされていくのか、お伺いをいたします。

3、後期高齢者の受診については、前の答弁において、茨城県広域連合で実施すべきとし、市としての施策はないとのことでしたが、医療保険が逼迫している状況において、早期発見、早期治療は大切であります。後期高齢者の方が受診の申し込みで並んでおりましたところ、職員の方から受診できませんと言われ、その方は大変がっかりした様子でお帰りになりました。その状況を私は目の当たりにいたしまして、後期高齢者の方々に何かの施策はないかとの思いで今回質問をいたしました。

二つ目といたしまして、中学校における新学習指導要領についてお伺いいたします。

教育基本法が、約60年ぶりに改正されました。平成24年4月1日から全面实施することになりますが、自治体によっては、21年度に予算をつけて前倒して実施していくところもあるようです。

新指導要領は、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指すとする目的で、保健体育では、すべての生徒に履修となる武道が新たに加わります。礼節を重んじる日本古来の武道といえば、静寂な雰囲気のある武道館を連想いたします。市内中学校での武道のできる環境はどのようになっているのでしょうか。また、今後の環境整備についてもお伺いいたします。

以上、2点の項目についてのご答弁をお願いしたいと思います。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 13番萩原議員の質問にお答えをいたします。

平成20年度の生活習慣病予防健診、いわゆる人間ドック、脳ドックの申し込み状況であります。人間ドック257名の募集を行ったところ、256名の応募がありました。同様に、脳ドックについては、200名の募集を行い、185名の応募があったところでございます。人間ドックにつきましては1名、脳ドックについては15名の空き状況があったことになり

ます。

2番目の質問でございますが、平成20年度の生活習慣病予防健診、人間ドック、脳ドックの受け付けについて、混雑が予想される初日を平成20年5月10日土曜日とし、後は5月12日から5月23日の金曜日の期間に本所、笠間支所、岩間支所において先着順で申し込みを受け付けたところでございます。

また、さきの募集期間で募集人員に達しなかった分につきましては、6月3日より一括して本所にて申し込みを受け付けておりました。平成21年度の受け付け方法については、休日等を利用し、利用者の利便性をよく考慮して実施してまいりたいと考えております。

また、天気等の状況等につきましては、その状況に勘案しまして、対処してまいりたいと考えております。

3番目の質問でございますが、脳ドック、人間ドックにつきまして受診の施策はないかとのことでございますが、鈴木（貞）議員にもお答えしましたが、助成については保険者であります茨城県後期高齢者医療広域連合が実施するのが本来の姿であり、一般会計からの助成は現時点では考えておりません。

なお、引き続き広域連合のドック助成事業の実施を要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 教育長飯島 勇君。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

教育長（飯島 勇君） 萩原議員のご質問にお答えいたします。

中学校における武道の指導は、これまでも、我が国固有の文化に触れるための学習として、柔道、剣道、相撲が選択種目として学習指導要領に位置づけられており、実施されております。本市の中学校7校では、現在、柔道を6校、相撲を1校、武道として取り上げ実施しているところでございます。

本市中学校の武道のできる環境ということでございますが、いわゆる武道場を持っている学校が3校、市の武道館が使用できる環境にある学校が1校、空き教室に畳を敷き、柔道場としている学校が1校、相撲場を持つ学校が4校、弓道場が1校、体育館に移動式畳を敷いて実施している学校が1校ございます。

新学習指導要領では、武道については、第1学年と2学年になりますが、これまでの種目選択から必修種目になります。授業時数につきましては、競技数がふえるものですから、現行より少なくなります。学校によって教育課程編成が異なりますので、年間当たりになりますと6時間、多くて10時間程度ということになります。

今後の環境整備ということでございますが、生徒数の推移、それから授業時数などを勘案しながら、武道のできる環境を整えてまいりたいと考えております。

なお、新学習指導要領では、全中学校に武道場が整備されていないという状況を踏まえ、

武道学習の実施について、武道場などの確保が難しい場合は、指導方法を工夫して行うことと示しているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 萩原瑞子君。

13番（萩原瑞子君） ありがとうございます。

受診者は、何年前はできないということで、申し込み者が多かったんですけども、去年あたりを見ますと、かえって申し込み者の方が少ないような状況ですね。そうしますと、あれだけ並んで、もういっばいだから自分はもうだめだと思っている人も中にはいるんですよね。ですから、そういったことのないように、やはり広報というのが大変大切だと思いますので、せっかくこれだけの人数を確保しているんですから、やはり広報というものをしっかりしていただきたいと思っております。

受け付け方法なんですけれども、先着順に昨年同様に行くということでしたけれども、自治体によっては往復はがきを利用して受け付けているんですよね。私の知り合いなんかは、その自治体にいるんですけれども、往復はがきで出して、それで市の方で抽選をされるみたいなんですけれども、それが大変便利でいいわよなんてお話を伺ったんですけれども、笠間市にとっては、そういった往復はがきの受け入れなどということに対しての研究とか、これからの課題はないのでしょうか。

それと、来年度は、もうすぐ5月、6月ですけれども、昨年同様の先着順で行うということで決まっているみたいなんですけれども、本当に雨が降ったときですよね。本当に5時半ごろからいらっしゃっていて、急に雨が降ってきたとき、市としては8時半とか9時からの受け付けということは広報しているにもかかわらず、人の心理というのは、だれも早く行って自分の番号とりたいというのはどなたも同じだと思うんです。ですから、そういったときの対処の方法をよく考えていただきたいと思えます。

お休みのところ、また早朝、その当たる担当の職員の方にはご足労だとは思いますが、365日のうちの何時間ですから、そういったものをお互いに職員同士申し合わせの上、もっと市民にサービス精神というものをを見せていただきたいなと思えますので、ぜひ来年度はそのようなことを申し合わせしていただきたいと思えます。

後期高齢者の方々が、確かに制度ができて、本当にドックから若い人が外れているということなんですけれども、何らかの方策を私たち笠間市民としてとらなければならないんじゃないかなと思うんです。今回の一般質問でも、3名で同じことを質問しているわけですね。いかに市民の方たち、そして今、平均寿命が長くなっていますから、そういった人間ドックに対する希望というのは当然多くなってきているのではないかなと思っております。

この制度に対して、一般財源を持ち込んでも、市民の間で、そんなことに使うべきでないなんていう人はいないと思うんです。特に今の高齢者の方々は、後期高齢者の方た

ちの精神というのは、本当に悲惨な戦争をくぐり抜けて、今日の日本の経済成長に尽力されてきた方たちですので、一日も長く健康で有意義な人生を送っていただきたいというのは、これはどなたも日本国民持っている心だと思うんです。そういう方に対して、やはり人間ドック、高齢医療制度が対応できなかったらば、一般財源を幾らかでも補助して、それを手当てしてあげるといのが心あるサービスじゃないかなと私は思うのですけれども、それに関しましていかがなものでしょうか。

それと、中学校における武道の履修なんですけれども、3校の中学校では整備されていると。確かに岩間立派なのがありますよね。私も行って驚きました。友部の中学校にも附属してできていて、地域の人使っているということですので、この点を考えると、笠間地区にはないんですね。笠間地区、学校にはもちろんないので、笠間市として、今の体育館、公民館のところには武道館があります。私もよくあそこは利用するところにお邪魔したりしておりますけれども、大変老朽化しております、男女が一緒にあそこを使うというときには、着がえを考えますと、本当にこの環境でいいのかという思いを強く感じておりますし、またあそこの周りの環境を見ますと、ここ1年でさま変わりしているんですね。今までは武道館だけが端にひっそりと田んぼの中にあって、環境的にもよかったんですけれども、ここ1年の間にスーパーができ、電気屋さんができ、そしてそのスーパーに行くのにも体育館、公民館、武道館の前を通り抜ける車が多いんですよ。それを考えますと、子どもたちがあその場所に授業として、または青少年育成のスポーツの場として、このままの状態ではおいていいのかと、私は本当にその危険性を感じてしまいます。

それと、あそこには市民プールがありました。ありましたと言っても、今もあるんですけれども、使用不可ということで、市としてはあそこを撤去するという方針を出したと思いますので、あの場所をいつまでもあのような醜い環境に置いておかないで、やはり一日も早く整備をして、あの場所に笠間市として、笠間地区の子どもたちが日本古来の武道を真剣に取り組める環境づくりとして、武道館をあそこにつくっていただきたいと私は思うのでありますけれども、それに関しまして、市長もあの状況はよくよくご存じだと思いますので、答弁者として私は市長にお願いをしてなかったんですけれども、ここで市長のご所見をいただければと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 申し込みの方法でございますが、市町村によってははがきでやっているとか、電話で申し込みを受けているとか、いろいろな方法されているところがございます。

笠間市におきましては、市内に県立中央病院、また近くには済生会病院がありますが、そういった大きい病院については、個人の申し込みができないという状況がありまして、それを除く病院については個人申し込みもできますので、その中央病院と済生会を除いて対応するというような考えであれば、はがきなり電話等の受け付けで、抽選とかそういう

方法もできる部分も考えられると思います。

ただ、人数、例えば中央病院、済生会等の枠の人数、例えば5人とか10人とかおられまして、その中で申し込み者がはがきで2名ほどいるとかという場合に、9人までいて最後の当たった方が2名というような場合は、1名のみで、もう1名は別な日にちにするとか、そうすると、ご夫婦で申し込みされる方等につきましては、じゃあ別な日という形になりますと、新たな日付になりますと、ほぼそこがまたいっぱいになってしまうと、そういった問題もありますので、指定する医療機関があくまで個人申し込みのみの対応という病院のみでしたらば、十分そういう対応もできますが、ただ、近くにそういう大きい病院があるという特別な事情といたしますか、そういうものがありますので、なかなか一概には、はがき、電話等での対応というのは無理かなとも考えられます。その辺については、今後、いろいろ全国的にもやっておる市町村もありますので、勉強していきたいと考えております。

それから、雨のときの対応でございますが、今まで19年度までは、平日受け付けをして各市役所の支所なり本所の窓口が大分混乱をしたということがありまして、昨年度から休日、土曜を利用して、できるだけ職員スタッフをそろえて待ち時間のないような形で対応してまいりました。雨につきましては、今後その天候条件を十分配慮した中で、早目にあけるとか、そういった対応もしていきたいと考えております。

それから、後期高齢者の関係でございますが、一般会計からの繰り入れということのご意見でございます。後期高齢者ばかりではなくて、あくまでも保険者がやるという前提でございますので、例えば後期高齢者を一般会計でやるということになると、社会保険の方も当然対応していかなくちゃならないということがありますので、なかなかその辺のすみ分けといたしますか、その辺がどこまでやれば、あくまでも市民だと言えればそれまで済みますが、その辺の人数の把握、財源の確保、その辺が今後の大きな課題かなと思います。先ほど申しましたように、現時点での一般会計からのそういった趣旨の中で考えていないというお答えを申しましたが、現時点ではそのようなお答えのみにとどめさせていただきたいと考えております。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 本来であれば、教育長が答弁することだと思いますけれども、ご指名でございますので、答弁をさせていただきたいと思っております。

友部地区には、中学校に二つの武道館がございます。岩間地区は、中学校の武道館というよりも、旧岩間町の武道館であって、たまたまお隣にあるというような現状でございます。笠間地区においては、体育館のわきに武道館が中学校含めてあそこ1カ所だけでございます。武道館については、ご承知のとおり大変老朽化しておりまして、あそこを使用している団体、関係者からも、どうかならないのかというような要望はいただいております。

ます。

市民プールを撤去するというお話でございますが、まず、撤去するのにも莫大な費用がかかりまして、その撤去のめどもまだ立っていないような状況が現実であるわけでございます、武道館の設置ということについては重々わかるんですが、明確な時期的にも含めて、これからの、ちょっと長期的になると思いますが、課題かなと認識しております。

以上です。

議長（市村博之君） 萩原瑞子君。

13番（萩原瑞子君） それぞれありがとうございました。

受け付け方法については、やはりその自治体、自治体の取り扱いによって異なるということがよくわかりました。しかし、ここは中央病院と済生会が多くの人数を受け入れてくださるといことも私わかっておりますけれども、その相手方ともよくお話し合いを持っていただきたいと思ひますし、あと申し込みの中に夫婦で申し込みができるというも明記してあるんですね。それもわからなくて、去年は一人で行った方も二人分とったりとか、一人で行って一人しかとらなかったとかいうのがあったものですから、そういった広報もきちんとしてほしいと思ひます。

後期高齢者のドックの利用なんですけれども、社会保険というのは、働いている人たちの保険でして、この後期高齢者たちはもうリタイアした方たちですので、どこで見とあけるのかといたら、やはり後期高齢者医療制度の中だと思ひますけれども、この方たちに対して一般財源を何割かでも、せめて1割でも2割でもしてあげるといことに対して、できないはずはないような気がするし、またそれに対して市民は納得するんじゃないかなと思ひますよね。なぜかといへば、ここにいる方皆さん、あと何年か後には利用するんですもの。そして、ますます社会の変化とか、食べ物のこと、私たちの体はどうなっていくかわからないときですよ。やはり早目に予防健診するといのは、これは医療として当然のことですので、ぜひそういった前向きな検討をしていただきたいと思ひます。

市長の方からご答弁いただきまして、確かにあのプール、あれだけの広さのところを取り崩していくといのは莫大な予算をつけていかなければなりませんけれども、しかし、いずれはやらなくちゃならないことですから、やはり子どもたちの教育は待ったなしですよ。ですから、道路づくりもいいでしょうけれども、やはり教育の分野、笠間市内の子どもたちが同じ環境で勉強できるといことで、やはりこのプールを取り壊して、笠間地区の武道館をつくるいことに勇断をしていただきたいと思ひますし、また市長にはこの先もずっとこの笠間市のリーダーシップをとって働いていただきたいと思ひますので、長期的なんて言わずに、ぜひ早目にこの計画を実行していただきたいいことをお願いいたしまして、私の一般質問といたします。

ありがとうございました。

議長（市村博之君） 13番萩原瑞子君の質問を終わります。

散会の宣告

議長（市村博之君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議はあす18日午前10時から開きますので、時間厳守の上ご参集ください。

大変ご苦労さまでした。

午後3時25分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 市 村 博 之

署 名 議 員 常 井 好 美

署 名 議 員 海老澤 勝 男